

本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

新規制基準適合性に係る審査書類の
信頼性向上のための取り組み結果について

平成29年6月

東京電力ホールディングス株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 実施方針	1
2.1 経緯	1
2.2 議論が必要となり得る論点の抽出	2
2.3 審査書類の信頼性向上	2
2.4 実施状況の確認と課題への対応	3
3. 実施体制	3
3.1 体制	3
3.2 構成メンバーの役割	4
4. 実施方法	5
4.1 議論が必要となり得る論点の抽出	5
4.2 審査書類の信頼性向上	5
4.3 実施状況の確認と課題への対応	7
4.4 実施結果の確認	8
5. 実施結果	8
5.1 実施期間	8
5.2 議論が必要となり得る論点の抽出	8
5.3 審査書類の信頼性向上	8
5.4 実施状況の確認と課題への対応	9
5.5 実施結果の確認	9
6. まとめ	9

1. はじめに

本年2月14日の新規制基準適合性に係る審査会合（以下「審査会合」という）において、当社が過去に実施した免震重要棟の耐震解析の有効性についての確な説明ができなかったこと等から、説明内容の信頼性に大きな疑義が持たれ、2月23日の審査会合においては審査対応における課題を指摘された。

この問題に対し、2月28日の原子力規制委員会の臨時会議において、当社社長に対して信頼できる審査書類となるよう点検指示が出され、また、4月20日の審査会合において、補正の際に点検結果を合わせて提出するよう指示を受けた。

これを受けて当社は、先行電力の審査情報を踏まえた論点の再確認、審査書類全体を把握する立場からの部門横断的な確認等を行うとともに、これまでの審査における審議内容及び設計進捗の反映も行って、審査書類の内容充実と信頼性の向上を図った。

本報告書はその活動をまとめたものである。

当社は、福島第一原子力発電所の事故の反省を踏まえて、2013年以降原子力安全改革に取り組んでいる。そこでは、事故を防げなかった根本原因の一つは「対話力」の不足にあることを確認し、その強化に努めている。

しかしながら、これまでの一連の審査対応の問題点は、自社の主張に拘泥しすぎるあまり規制当局と適切なコミュニケーションが行えず、その結果、体系的・網羅的・定量的な説明の不足に陥っていたことを示している。一方、自社組織内においても、上下間や部門間のコミュニケーションの不足により課題の共有化が遅れ、必要な方針転換が迅速に行えていなかったことも再認識した。

このような社内外のコミュニケーションが不足している状態をしっかりと認識し、改めて、「対話力」の強化を含む原子力安全改革プランを加速して、社外からの指摘に積極的に耳を傾け、自社組織内の縦割りを排して課題を共有できるように、組織の変革に努めていく。

2. 実施方針

2.1 経緯

2月23日の審査会合において、審査対応上の問題点として当社は以下の課題を指摘された。

- ・体系的・定量的な説明をすること
- ・先行プラントの議論をよく把握すること
- ・先行との差異や従前の説明から変更したことについては、明示的に説明すること
- ・重要な情報について共有すること
- ・各担当は自分の守備範囲を守ろうとし過ぎて全体を見渡すことができていると考えられるため、全体を把握する人を配置すること

上記の課題は、これまでの当社の審査で繰り返し指摘を受けており、それらを踏まえて各課題への対応を図ってきたが、主に担当者・審査対応箇所が個別に実施してきたため、個人の力量・感度に頼っていた部分が大きく、組織としての改善に繋がらなかったと反省した。

これらの反省を踏まえ、3月9日の審査会合において、中期的には従来から取り組んでいる「原子力安全改革」を加速させることで対応するが、以下のような「即効的な対策」により組織的な活動を強化し、当面の審査へ対応することを説明した。

- ・規制対応向上チームの設置（他電力からの学び）
- ・審査情報共有会議の設置（他電力からの学び）
- ・審査方針確認会議の設置（他電力からの学び）
- ・プロジェクト統括の設置（免震重要棟事例を踏まえた対策）
- ・プロジェクトマネージャの責任と権限の強化（免震重要棟事例を踏まえた対策）

また、取り組みの実施においては、以下の2つを行うことを説明した。

(1) 議論が必要となり得る論点の抽出

- ・先行電力の審査会合におけるコメント回答リストを踏まえ、当社として新たな論点となり得る事案の有無を確認する。
- ・コメントリストの記載内容だけでは論点が十分に確認できない場合には、説明資料の確認又は先行電力に直接聞き取りして詳細内容を確認する。
- ・新たな論点を確認した場合には、社長をトップとする会議体で対応方針を含め、速やかに経営層との情報共有を行う。

(2) 審査書類の信頼性向上

- ・新たな論点を含め、これまでの審査結果をまとめ資料(*)に反映する。
- ・まとめ資料については、各プロジェクト統括の確認を受ける。
- ・まとめ資料に基づき補正書を作成する。
- ・原子力発電保安委員会で補正書を審議する。 ※審査資料をまとめたもの

以上の経緯を踏まえ、即効的な対策として具体的には以下の内容を重点的に実施することとした。

2.2 議論が必要となり得る論点の抽出

審査書類の記載内容を充実するため、以下の方法により当社として新たな論点となり得る事案を抽出する。

- ・先行電力の審査資料からの精査
- ・先行電力への聞き取りによる詳細確認

2.3 審査書類の信頼性向上

(1) 審査書類作成における論点および設計進捗等の反映

各担当部署において以下の事項を再確認し、審査書類に確実に反映する。

- ・先行電力の審査情報から抽出された新たな論点
- ・これまでの審査における審議内容
- ・当社における設計進捗等

(2) 審査書類全体を把握する立場からの審査書類のレビュー

分野ごとに担当部署の活動状況を把握する統括を配置し、以下の観点から審査書類の内容の妥当性をレビューする。

- ・専門的な視点から担当分野の審査書類の技術的内容の妥当性を確認

- ・担当分野の審査書類全体を把握し、それらの整合性を確認
- ・担当分野の視点から他分野の審査書類の妥当性を確認（分野間クロスチェック）

（3）審査対応の課題を改善する観点での確認

規制対応に精通したチームを設置し、規制から指摘された審査対応の課題が改善されていることを、以下の視点により確認する。

- ・審査書類での説明が体系的、網羅的、定量的であること
- ・先行電力の審査上の論点を精査し、その結果を適切に審査書類に反映していること
- ・これまでの審査を通じた一貫性ある説明、データにより審査書類を作成していること
- ・これまでの審査における指摘事項を適切に審査書類に反映していること

（4）独立した立場からの活動実施状況の確認

以上の活動が適切なプロセスによって実施され、申請書類が適切に作成・レビューされたことを、品質保証部門が独立の立場で確認する。

2.4 実施状況の確認と課題への対応

経営レベル・上位管理者・実務担当者の各層に係る会議体を設置し、随時、上記活動の実施状況に関する情報を共有するとともに、課題への対応を協議する。

（1）特別タスクフォース

社長、本社の関係部門及び発電所の経営レベルにより毎週開催し、実施状況及び課題への対処を共有する。

（2）審査情報共有会議

原子力・立地本部長、ホールディングス技術・環境戦略ユニット土木・建築室長、各原子力部門長及び発電所幹部（発電所長他）により毎日開催し、実施状況及び課題を共有するとともに、課題への対処を確認する。

（3）審査方針確認会議

原子力設備管理部長以下のメンバー及び発電所幹部（部長他）により毎日開催し、実施状況及び課題を確認するとともに、課題への対処を協議する。

3. 実施体制

3.1 体制

実施方針を踏まえ、通常の審査書類の作成プロセスに加えて新たにプロジェクト統括、論点抽出チーム及び規制対応向上チームを設置し、体制を強化して（図1）この活動を実施した。

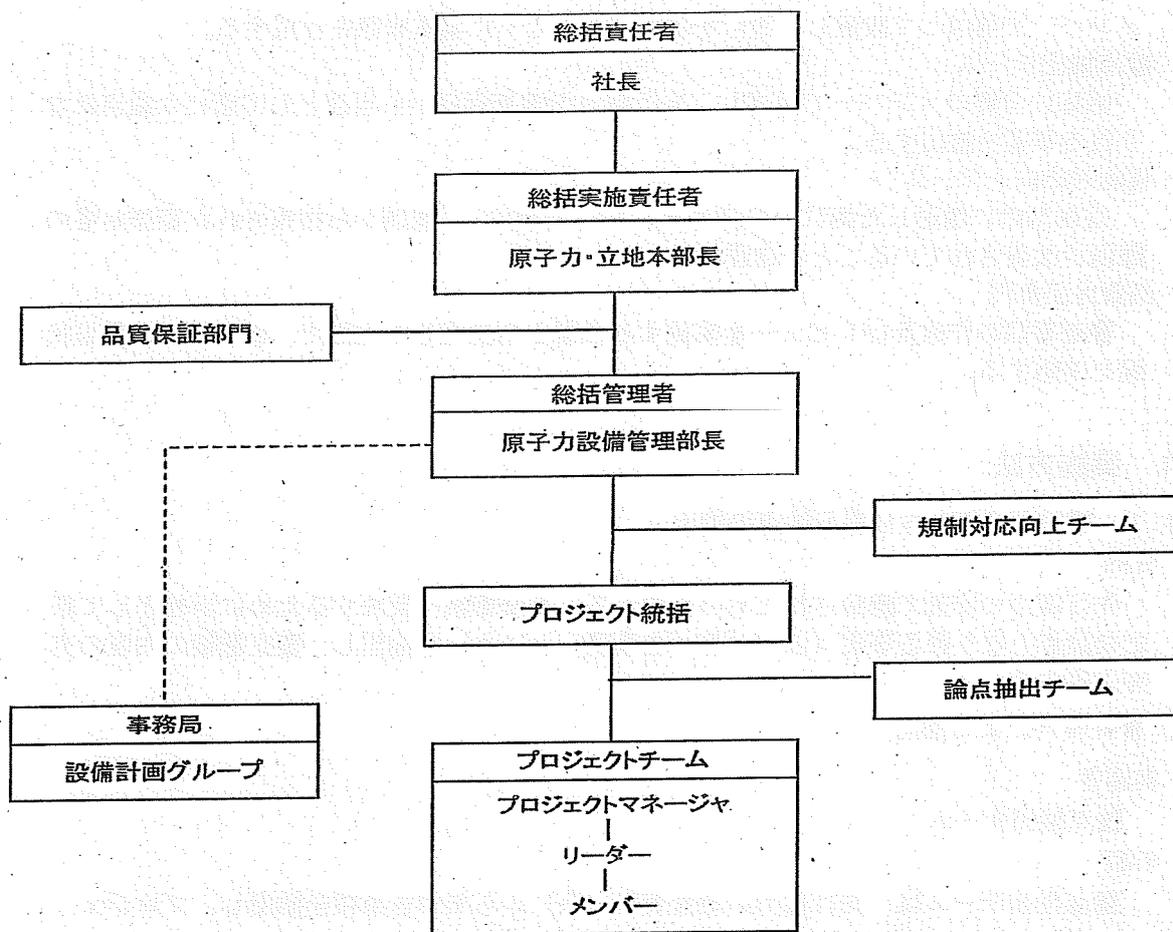


図1 実施体制

3.2 構成メンバーの役割

実施体制における個々の構成メンバーの役割を以下に示す。

- ・ 総括責任者（社長）
総括責任者として実施状況及び実施結果を確認する。
- ・ 総括実施責任者（原子力・立地本部長）
総括責任者に活動の実施状況を報告するとともに、適宜、実施上の課題を確認し、それらへの対処を総括管理者に指示する。
- ・ 総括管理者（原子力設備管理部長）
各チーム等による活動の実施状況を把握し、総括実施責任者に報告するとともに、適宜、実施上の課題を確認し、それらへの対処を構成メンバーに指示する。
- ・ プロジェクト統括
4つの技術分野（安全技術、電気・機械、土木、建築）毎に1名配置し、担当分野におけるプロジェクトチームを統括するとともに、審査書類のレビューと技術支援を実施する。
また、他分野のプロジェクト統括と連携し、分野間のクロスチェックによって審査書類の妥当性を確認する。
- ・ プロジェクトチーム
設置許可基準規則の条文及び技術内容ごとに、プロジェクトマネージャ、リーダー、

メンバーで構成して設置し、設計を検討するとともに審査書類を作成する。

- ・ 論点抽出チーム
幅広い分野のメンバーで構成し、先行電力の審査資料から当社として新たな論点になり得る事案を抽出する。
- ・ 規制対応向上チーム
規制対応に精通した幅広い分野のメンバーで構成し、規制から指摘された審査対応の課題が改善されていることを確認する。
- ・ 品質保証部門
審査書類の作成及びレビューを実施する部署から独立した立場で、取り組みの実施状況をj確認する。

4. 実施方法

4.1 議論が必要となり得る論点の抽出

- ・ 目的
先行電力の審査で議論されたものの中から、審査書類へ反映するために当社として新たな論点となり得る事案（以下「気づき事項」という）を抽出し、審査書類の内容の充実に資する。

① 審査資料による抽出

- ・ 実施者
論点抽出チーム
- ・ 手順
論点抽出チームは、先行電力の審査資料（※）から気づき事項を抽出し、プロジェクトマネージャに報告する。
※「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」（原子力規制庁作成）
又は「コメント回答リスト」（各電力作成）

② 聞き取りによる抽出

- ・ 実施者
プロジェクトマネージャ
- ・ 手順
プロジェクトマネージャは、最近の当社審査において一層慎重に対処すべきものであり、先行電力の審査資料だけでは十分に確認できない事案（緊急時対策所の設計方針及び重大事故等に対する対策の有効性評価）について、先行電力への聞き取りにより詳細を確認し、気づき事項を抽出する。

4.2 審査書類の信頼性向上

(1) 審査書類作成における論点および設計進捗等の反映

- ・ 目的
先行電力の審査情報からの新たな論点、審査における審議内容及び当社の設計進捗等による変更箇所を審査書類に確実に反映させ、審査書類の内容の充実と信頼性を高める。
- ・ 実施者
プロジェクトチーム（プロジェクトマネージャ、リーダー、メンバー）

・手順

- i) プロジェクトチームが、以下の手順により審査書類を作成する。
 - a) 先行電力の審査情報から抽出された新たな論点への対応
先行電力の審査資料又は聞き取り情報から抽出された気づき事項について、新たな論点への採否を判断し、適宜、対応方針についてプロジェクト統括の確認を受け、審査書類に反映する。
また、新たに抽出した論点及びその対応については、審査方針確認会議及び審査情報共有会議で確認し、特別タスクフォースで社長に報告する。
 - b) 当社の審査における審議内容への対応
これまでの審査における審議内容を審査書類に反映する。
 - c) 当社の設計進捗等による見直しへの対応
当社による設計・評価進捗及び設備変更等に伴う見直しを審査書類に反映する。
- ii) プロジェクトチームが、エビデンスの確定・用語の統一・記述の整合性・説明の妥当性・誤記の確認等について、その適切性を確認する。

(2) 審査書類全体を把握する立場からの審査書類のレビュー

・目的

プロジェクトチームの審査書類全体を把握し、担当分野の審査書類に加え、担当分野の視点から他分野の審査書類についてもレビューすることにより、審査書類の技術的内容の妥当性を確保し、プロジェクト間の審査書類の整合性に係る信頼性を高める。

・実施者

プロジェクト統括

・手順

- i) プロジェクト統括が、専門的な知識・知見を踏まえ、プロジェクトチームが作成した審査書類を以下の観点から確認する。
 - ・担当分野における審査書類の技術的内容の妥当性、プロジェクト間の整合性
 - ・担当分野の視点を踏まえた他分野の審査書類の妥当性（分野間クロスチェック）
- ii) プロジェクト統括が、プロジェクトチームに指摘したコメントの対応結果を確認する。

(3) 審査対応の課題を改善する観点での確認

・目的

プロジェクトチームに対して審査書類の作成プロセスをレビューすることにより、規制から指摘された審査対応の課題を改善する取り組み状況を確認し、審査書類の信頼性を高める。

・実施者

規制対応向上チーム

・手順

- i) 規制対応向上チームが、規制から指摘された審査対応の課題を踏まえ、以下の視点をプロジェクトチームに明示するとともに、それらの確認方法を例示する。
 - a) 体系的な説明
 - b) 網羅的な説明
 - c) 定量的な説明
 - d) 一貫性ある説明

- e) 原子力規制庁からの指摘事項の反映
- f) 新たな論点の反映

ii) 規制対応向上チームが、プロジェクトチームによる審査書類の作成プロセスについて、上記視点を踏まえたヒアリングにより確認する。

iii) 規制対応向上チームは、ヒアリングにより指摘したコメントへの対応結果を確認する。

(4) 独立した立場からの活動実施状況の確認

・目的

審査書類の作成及びレビューの実施状況を独立した立場から客観的に確認することにより、取り組みの実施結果の信頼性を高める。

・実施者

品質保証部門（品質・安全評価グループマネージャ、チームリーダ、メンバー）

・手順

i) 品質保証部門は、論点抽出チーム・プロジェクトチーム・プロジェクト統括・規制対応向上チームが、定められた手順に従い適切に活動を実施していることを、ヒアリングと資料により確認する。

ii) 品質保証部門が、ヒアリングと資料により指摘した問題点への対応結果を確認する。

4.3 実施状況の確認と課題への対応

特別タスクフォース（社長出席）、審査情報共有会議（原子力・立地本部長出席）及び審査方針確認会議（原子力設備管理部長出席）において、定期的に取り組みの実施状況を共有するとともに、課題への対応について協議する。

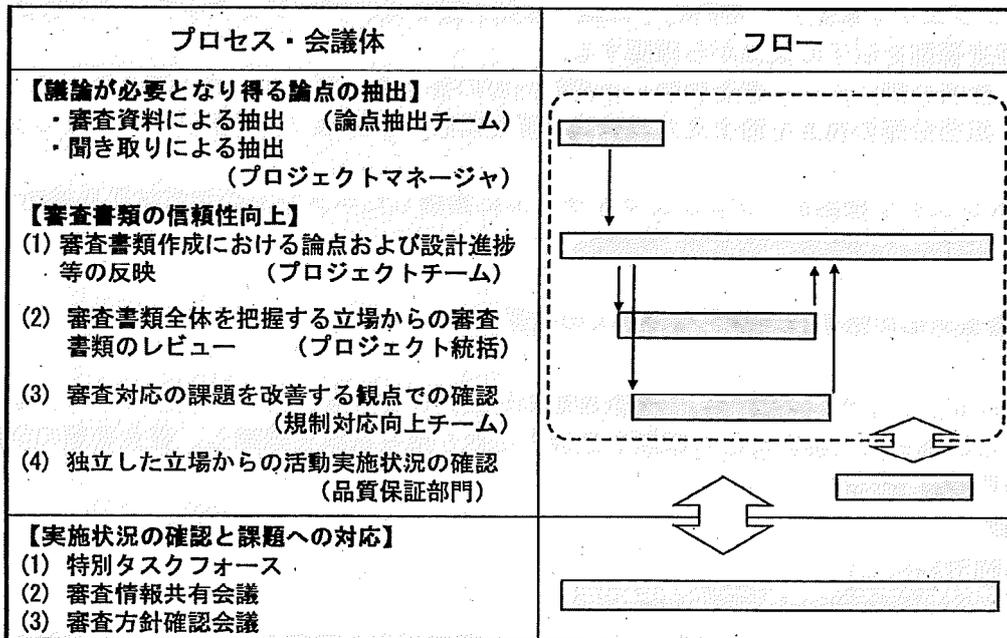


図2 取り組みフロー

4.4 実施結果の確認

原子力設備管理部長が各プロセスの実施結果を確認し、その報告を受けて原子力・立地本部長が確認し、更に社長が確認する。

5. 実施結果

5.1 実施期間

上記の各プロセスにおける審査書類の作成・レビュー・確認を、本年3月9日から6月15日まで実施した。

5.2 議論が必要となり得る論点の抽出

論点抽出チーム及びプロジェクトマネージャが抽出した気づき事項及びそれらへの対応結果を添付1、これらの集約を表1に示す。

先行電力の審査資料からは46件の気づき事項を、また、聞き取り情報からは11件の気づき事項を抽出した。いずれにおいても当社として新たな論点となるような事案はなかったものの、気づき事項の内容を踏まえ、新たに5件を審査書類に反映することで、審査書類の記載内容を充実させるとともに、信頼性を高めた。

表1 先行電力の審査情報からの新たな論点の抽出に係る実施結果

確認対象・方法	事業者	抽出プラント	気づき事項	審査書類への反映	確認対象資料・情報 (頁数/コメント件数)
審査資料	関西電力	高浜1～4号炉	29	3	「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」 (約2,000頁)
		大飯3,4号炉	2	0	「コメント回答リスト」 (約250件)
		美浜3号炉	1	0	「コメント回答リスト」 (約150件)
	九州電力	玄海3,4号炉	5	0	「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」 (約1,800頁)
		川内1,2号炉	9	0	「コメント回答リスト」 (約230件)
	四国電力	伊方3号炉	0	0	「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」 (約1,800頁)
聞き取り	関西電力	大飯3,4号炉	11	2	聞き取り情報 (17件)
合計			57	5	

5.3 審査書類の信頼性向上

(1) 審査書類作成における論点および設計進捗等の反映結果

先行電力の論点、審議内容、設計進捗等の反映による変更は合計約8,400件あった。これらの中、審査における審議内容の反映が約400件、設計進捗等による反映が約3,000件、及び記載の拡充・適正化による反映が約5,000件あり、これらにより審査書類の記載内容を充実させるとともに、信頼性を高めた。

また、プロジェクトチームは、添付2に示すようにエビデンスの確定、用語の統一、記述の整合性、説明の妥当性等の観点から審査書類の適切性をチェックした上で、プロジェクト統括の確認を受けることで審査書類の信頼性を高めた。

(2) 審査書類全体を把握する立場からの審査書類のレビュー結果

プロジェクト統括がレビューした結果を添付3に示す。

各プロジェクト統括は、担当分野の審査書類への指摘に加え、担当分野と他分野間の連携を強化した活動により、他分野に対しても審査書類への指摘(※)を行うことで、審査書類の記載内容を充実させるとともに、信頼性を高めた。

(※) プロジェクト統括が指摘したコメントの内、約3割は相互確認によるもの

(3) 審査対応の課題を改善する観点での確認結果

規制対応向上チームが行った確認の結果を添付4に示す。

プロジェクトチームに対し、規制から指摘された審査対応の課題への取組み状況について指摘(19件)することで、審査書類の信頼性を高めた。

(4) 独立した立場からの活動実施状況の確認結果

品質保証部門が行った確認結果を添付5に示す。

プロジェクトチームへのヒアリング及び書類審査の記録により、書類審査作成プロセスの妥当性を確認するとともに、審査書類の本文と添付資料間における数値の不整合の指摘、修正指示等により、審査書類の信頼性を高めた。

5.4 実施状況の確認と課題への対応

(1) 特別タスクフォースの活動実績

社長をトップとして毎週開催し、実施状況及び課題を共有するとともに、適宜、参加メンバーにより課題の背景も踏まえて対処方針について協議し、社長が対処方針(重要課題の取り組み部署及びその連携の明確化等)を指示した。

(2) 審査情報共有会議の活動実績

原子力・立地本部長をトップとして毎日開催し、実施状況及び課題をホールディングス技術・環境戦略ユニット土木・建築室長を含む関係組織の責任者間で共有するとともに、適宜、参加メンバーにより課題への対処方針について協議し、原子力・立地本部長が対処方針(発電所を含めた取り組み要員の確保等)を指示した。

(3) 審査方針確認会議の活動実績

原子力設備管理部長をトップとして毎日開催し、実施状況及び課題を確認するとともに、適宜、参加メンバーにより課題への対処方法について協議し、原子力設備管理部長が対処方針や具体的な対処方法(審査内容を踏まえた改善方法等)を指示した。

5.5 実施結果の確認

原子力設備管理部長は、各プロセスの実施結果を添付6のとおり確認したうえで、社長及び原子力・立地本部長の確認を受けた。

6. まとめ

これまでの審査対応における当社としての反省点を踏まえ、「議論が必要となり得る論点の抽出」及び「審査書類の信頼性向上」を重点方針として、以下を実施した。

- ・ 先行電力の審査情報の精査により、当社として新たな議論となり得る事案を抽出
- ・ 審査における審議内容や当社の設計進捗等による変更を確実に審査書類に反映、

及び作成した審査書類について多面的なレビューを実施

これらの活動及び各層における会議体での実施状況と課題の共有等の活動により、審査書類の記載内容の充実と信頼性の向上を図るとともに、今後の審査においても組織として適切に活動する仕組みに改善した。

冒頭に述べた原子力安全改革を加速するための活動として、組織全体が励行すべき基本行動を「ファンダメンタルズ」としてとりまとめ、組織内への浸透を開始した（本年1月制定、3月改訂）。その中には、上位職者が絶え間ない「問いかけ」を行って組織内のコミュニケーションを活性化することや外部の立場や目線に沿って丁寧な説明を行うことなどが明文化されている。

また、社内コミュニケーションの改善・強化を目指して「内部コミュニケーションチーム」を設置し（本年3月）、組織間の壁を取り除き、連携を強化するための種々の施策を考案し、実行する活動を開始した。

これらの活動を通じて、今後の審査対応の改善に加え、継続的に原子力安全の向上に繋がるコミュニケーションを実践できる組織になるよう取り組んでいく。

以上

- 添付1 論点確認リスト
- 添付2 確認チェックシート
- 添付3 プロジェクト統括 相互確認シート
- 添付4 規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート
- 添付5 設置変更許可申請書（補正）提出に係る適切性確認の結果報告
- 添付6 実施結果の確認シート

論点確認リスト

【審査資料からの論点抽出結果】

関西電力 高浜1～4号炉、原子力規制庁「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」での確認結果

No.	項目	気づき事項	プロジェクト	プロジェクトマネージャの評価・対応	まとめ資料への反映の要否
1	竜巻防護施設に対する評価	<p>【高浜1～4】 竜巻防護施設に対する評価の中では緊急時対策所が登場してこない。</p> <p>【KK6/7】 5号TSCについて評価しているが、原子炉建屋屋上の生体遮蔽に対する言及がない。</p>	6条 外部事象 竜巻	<p>【評価】 先行電力では、クラス1～2(クラス3は、故障時の補修や代替が可能という理由で最初から除外)の設備を竜巻影響評価の対象としているため、緊急時対策所が抽出されていない。一方、当社の場合は、クラス1～3を網羅的に評価対象としたため、緊急時対策所が抽出されたもの。 5号炉原子炉建屋屋上に設置される計画の生体遮蔽については、現状は記載がない。</p> <p>【対応】 生体遮蔽については、建屋の外に設置されることから、「飛散せず機能維持可能」な旨をまとめ資料に追記する。(別添2-1の添付1-1)</p>	要
2	降下火砕物の特性の設定	<p>《審査の視点と確認事項》 「降下火砕物の特性の設定にあたっては、文献調査及び地質調査をもとに堆積厚さ、粒径、密度(乾燥状態及び湿潤状態)とし設計条件として設定することを確認」</p> <p>【高浜1～4】 設計条件として、最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度 0.7g/cm³(乾燥状態)～1.5 g/cm³(湿潤状態)を設定。</p> <p>【KK6/7】 乾燥状態での密度について記載がない。また、設計条件として設定した粒径が異なっている。 設計条件として、最大層厚35cm、粒径8mm以下、密度 なし(乾燥状態)～1.5 g/cm³(湿潤状態)を設定。</p>	6条 外部事象 火山	<p>【評価】 密度は構造物への静的荷重の評価に用いる値であり、乾燥状態の密度は湿潤状態の密度に包含される。また、乾燥状態の密度は安全評価上使用していない。</p> <p>【対応】 「密度は構造物への静的荷重の評価に用いる値であり、乾燥状態の密度は湿潤状態の密度に包含されている」との記載をまとめ資料に追記する。</p>	要
3	耐火隔壁等による分離	<p>《審査の視点と確認事項》 「ケーブルトレイを耐火隔壁等で被覆することにより、放熱が阻害されケーブルの安全機能の低下や被覆されたケーブルトレイ内の火災時に消火ができない等の影響を確認」</p> <p>【高浜1～4】 ラッピングする箇所なし。</p> <p>【KK6/7】 ラッピングにより3時間耐火障壁を構築する。ラッピングについては耐火性能や許容電流に関する説明は十分なされているが、当該トレイのケーブル火災において消火活動ができないことへの影響に関する記載がない。</p>	8条 内部火災	<p>【評価】 3時間耐火ラッピングの内部には専用の火災感知器や消火設備は設置していないが、難燃ケーブルの採用により、火災は20分程度で自己消火する。また、当該区分のラッピング内部で火災が発生した場合は、断線や混触によって警報の発生やパラメータの変動が生じるため異常の覚知は可能であり、現場確認後、消火器などを用いて消火活動を行う。</p> <p>【対応】 8条-別添1-資料6-添付6-2に、「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉では、火災の影響軽減対策として、一部のケーブルトレイに耐火ラッピングを施工する。耐火ラッピングを施工したケーブルトレイ内で生じる火災は、隙間が生じないようにシール処理した耐火ラッピングが閉鎖空間を形成すること、耐火ラッピング内に実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブル以外の可燃物が存在しないことから、外部には延焼せずに自己消火する。したがって、耐火ラッピングを施工したケーブルトレイには全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置しない。」と記載する。</p>	要

【他社への聞き取りによる論点抽出結果】

関西電力 大飯3, 4号炉

No.	項目	論点となった事項	プロジェクト	プロジェクトマネージャの評価・対応	まとめ資料への反映の要否
1	下部キャビティ側面ライナープレート防護対策	大飯3, 4号炉では、ライナーが破損した場合においても構造部材の支持機能が喪失しないこと、外部環境までの到達距離を考慮すると放射性ガスが外部環境へ放出されにくいことから、特段の対策は不要と整理した上で、ライナープレートを防護するために自主対策としてライナープレートの内側に防護壁を設置することになっている。	有効性評価	<p>【評価】 サンプへの溶融炉心の流入防止対策について、先行電力の防護壁の設計を参考に関連パラメータについて検討していたところ、当社プラントにおいては、ベDESTALでのデブリのポロシティの大きさによってはデブリが一部コリウムシールドを乗り越える可能性があることが評価されていなかった。</p> <p>【対応】 先行電力同様に、ポロシティの大きさによってはデブリの一部がコリウムシールドを乗り越えること、また、乗り越えたデブリがサンプに入り込みサンプ床面を侵食することによる影響評価を実施。その結果、乗り越えたデブリがサンプのライナーまでは至らないことを確認。以上をまとめ資料に反映する。</p>	要
2	居室面積、騒音対策(計コンの音)、仮眠対策(ベッド設置)	<p>大飯3, 4号炉において、緊対所居室面積の算出根拠、スペースの有効利用、騒音対策について現地調査等で更田委員から指摘され、指揮所レイアウトの大幅変更、防音壁の追加等を審査会合で回答している。</p> <p>ベット、トイレのスペースを明確にしていなかったが、至近の現地調査で要員の居住性にも配慮するようコメントがあり、限られたスペースの中で要求を満たすよう、3段ベット、トイレを加えて再配置するなどの対応を行った。</p>	緊急時対策所	<p>【評価】 当社においても緊急時対策所のスペースについては平成29年1月26日の第435回審査会合等で「狭いのではないか」との指摘を受けており、可能な限り改善を図る計画。</p> <p>【対応】 緊急時対策所スペースをより広いものとするため、待機場所を新設する設計見直しを行った。待機場所の新設とトイレ等については、以下の記載をまとめ資料(補足説明資料)に追記する。</p> <p>「ブルーム通過中において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に待機する要員は、室内遮蔽の内側にとどまることで不要な被ばくを抑制する設計とする。ブルーム通過時にとどまる場所には、マスク等の放射線防護資機材、水・食料、照明、トイレ等とどまっている間に必要となる資機材を保管・設置できる設計とする。とともに、トイレ等配置については待避中の安全衛生に配慮した設計とし、訓練等を通じ改善を図ることとする。」</p> <p>また、対策本部側の見直しとして、以下の記載をまとめ資料レイアウト図に追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉緊急時対策所(対策本部)レイアウト図 ・フリーエリア(休憩・トイレ・仮眠等) 	要

確認チェックシート

対象資料：添付6 地盤(地質) 補正申請書 rev1

設置許可基準規則条文：第3条, 第38条

項目：3.1~3.4(地質)

作成担当者：[Redacted]

プロジェクト統括 確認年月日, 署名: H29.6.5 [Redacted]

No	確認項目	資料作成箇所 確認日/確認者	プロジェクトマネー ジャー確認日/署名
1	エビデンスの確定 記載の根拠としたエビデンスを全て収集していること。 (エビデンス; 当該の申請書(又はまとめ資料)作成に用いた文書, 記録類全て。)	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	H29.6.5 [Redacted]
2	エビデンスは, 当社として妥当性を確認したものであること。	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	
3	用語の統一 用語統一表に記載されている用語に統一されていること	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	
4	記述の整合性 目次の記述が, 文中の章・項の番号, 図・表タイトル等と整合していること。	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	
5	文中に記載している数値, 単位は, 参照先の図・表と整合していること。また, 単位系が統一されていること。 特に, 申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)を参照している場合には十分に相互確認すること。	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	
6	文中に引用している図・表番号, タイトル等が, 参照先の図・表と整合していること(正しく引用していること)。 特に, 申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)を参照している場合には十分に相互確認すること。	A: H29.6.5 [Redacted] B: H29.6.5 [Redacted]	
7	説明の妥当性 説明している内容に論理的矛盾がないこと。また, 起承転結に無理がなく組み立てられていること。	H29.6.5 [Redacted]	
8	技術的検討内容に誤りが無いこと。また, 技術基準を含む要求事項への対応に漏れが無いこと	H29.6.5 [Redacted]	
9	申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)との連携含め, 一貫性のある説明となっていること。また, 具体的な説明となっていること。	H29.6.5 [Redacted]	
10	KK-6/7号機のヒアリング, 審査会合でのコメントについて, 全て対応できていること。	H29.6.5 [Redacted]	
11	先行各社の審査の論点のうち, KK-6/7号機にも関連する事項について対応漏れがないこと。	H29.6.5 [Redacted]	
12	全般 誤記の確認 上記1~6の確認を含め, 作成者(直接執筆した者)以外の2名でダブルチェックしていること。	H29.6.5 [Redacted]	

確認チェックシート

対象資料：添付6 地盤(基礎地盤) 補正申請書

設置許可基準規則条文：第3条, 第38条

項目：3.5~3.8(基礎地盤)

作成担当者：[Redacted]

プロジェクト統括 確認年月日, 署名: H29.5.30 [Redacted]

No	確認項目	資料作成箇所 確認日/確認者	プロジェクトマネー ジャー確認日/署名
1	エビデンスの確定 記載の根拠としたエビデンスを全て収集していること。 (エビデンス;当該の申請書(又はまとめ資料)作成に用いた文書, 記録類全て。)	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	H29.5.30 [Redacted]
2	エビデンスは, 当社として妥当性を確認したものであること。	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	
3	用語の統一 用語統一表に記載されている用語に統一されていること	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	
4	記述の整合性 目次の記述が, 文中の章・項の番号, 図・表タイトル等と整合していること。	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	
5	文中に記載している数値, 単位は, 参照先の図・表と整合していること。また, 単位系が統一されていること。 特に, 申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)を参照している場合には十分に相互確認すること。	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	
6	文中に引用している図・表番号, タイトル等が, 参照先の図・表と整合していること(正しく引用していること)。 特に, 申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)を参照している場合には十分に相互確認すること。	A: H29.5.23 [Redacted] B: H29.5.23 [Redacted]	
7	説明の妥当性 説明している内容に論理的矛盾がないこと。また, 起承転結に無理がなく組み立てられていること。	H29.5.23 [Redacted]	
8	技術的検討内容に誤りが無いこと。また, 技術基準を含む要求事項への対応に漏れが無いこと	H29.5.23 [Redacted]	
9	申請書内関連箇所(又は他分野の「まとめ資料」)との連携含め, 一貫性のある説明となっていること。また, 具体的な説明となっていること。	H29.5.23 [Redacted]	
10	KK-6/7号機のヒアリング, 審査会合でのコメントについて, 全て対応できていること。	H29.5.23 [Redacted]	
11	先行各社の審査の論点のうち, KK-6/7号機にも関連する事項について対応漏れがないこと。	H29.5.23 [Redacted]	
12	全般 誤記の確認 上記1~8の確認を含め, 作成者(直接執筆した者)以外の2名でダブルチェックしていること。	H29.5.23 [Redacted]	↓

プロジェクト統括 最終確認年月日・署名: H29.6.7

H29.6.7

H29.6.7

H29.6.7

コメントあり(反映確認): ☆ コメントなし: ○

まとめ資料	内容	担当統括	宮田	三嶋	谷	小林	
地盤・地震・津波・火山	敷地周辺海域の地質・地質構造について		○	○	☆	○	
	敷地周辺陸域の地質・地質構造について		○	○	☆	○	
	敷地近傍の地質・地質構造について		○	○	☆	○	
	敷地の地質・地質構造について		○	○	☆	○	
	基準地震動の策定について		○	○	○	☆	
	原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について		○	○	☆	○	
	津波評価について		○	○	☆	○	
設計基準対象施設	火山影響評価について		○	○	☆	○	
	4条 地震による損傷の防止		☆	○	☆	☆	
	5条 津波による損傷の防止		☆	○	☆	○	
	6条 外部からの衝撃による損傷の防止		☆	☆	☆	☆	
	7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		○	○	○	○	
	8条 火災による損傷の防止		☆	☆	○	○	
	9条 漏水による損傷の防止等		☆	☆	☆	○	
	10条 誤操作の防止		○	☆	○	○	
	11条 安全避難通路等		○	☆	○	○	
	12条 安全施設		☆	☆	○	○	
	14条 全交流動力電源喪失対策設備		☆	☆	○	○	
	16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		☆	☆	○	☆	
	17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ		☆	☆	○	○	
	24条 安全保護回路		☆	☆	○	○	
	26条 原子炉制御室等		☆	☆	☆	☆	
重大事故等対策の有効性評価(補足説明資料を含む)	31条 監視設備		○	☆	○	○	
	33条 保安電源設備		☆	☆	☆	○	
	34条 緊急時対策所		☆	☆	☆	☆	
	35条 通信連絡設備		○	☆	○	○	
	1.重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方		☆	☆	○	○	
	付録1 事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ等の選定について		☆	☆	☆	☆	
	付録2 原子炉格納容器限界温度・圧力に関する評価結果		☆	☆	○	☆	
重大事故等対策の有効性評価(補足説明資料を含む)	付録3 重大事故等対策の有効性評価に係るシリアクシデント解析コードについて		☆	○	○	○	
	2.運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故		☆	☆	○	○	
	3.運転中の原子炉における重大事故		☆	☆	○	○	
	4.使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故		☆	☆	○	○	
	5.運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故		☆	☆	○	○	
	6.必要な要員及び資源の評価		☆	○	☆	○	
	1.1 重大事故等対処設備の設備分類		☆	○	○	○	
	重大事故等対処設備(補足説明資料を含む)	2.1.2 耐震設計の基本方針		☆	☆	☆	☆
		2.1.3 津波による損傷の防止		○	○	○	○
		2.2 火災による損傷の防止		☆	☆	○	○
		2.3 重大事故等対処設備に関する基本設計方針		☆	☆	○	○
		3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		☆	☆	○	○
		3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		☆	☆	○	○
		3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		☆	☆	○	○
		3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		☆	☆	○	○
3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備			○	☆	○	○	
3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備			☆	☆	○	○	
3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			☆	☆	○	○	
3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備			☆	☆	○	○	
3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備			☆	☆	○	○	
3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備			☆	☆	○	☆	
3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備			☆	☆	○	○	
3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		○	○	○	○		
3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備		☆	☆	○	○		
重大事故等対策に必要な技術的能力	3.14 電源設備		☆	☆	○	○	
	3.15 計装設備		○	☆	○	○	
	3.16 原子炉制御室		☆	☆	○	☆	
	3.17 監視測定設備		☆	☆	○	○	
	3.18 緊急時対策所		☆	☆	☆	☆	
	3.19 通信連絡を行うために必要な設備		○	☆	○	○	
	3.20~24 その他設備		○	☆	○	☆	
	1.0 重大事故等対策における共通事項		☆	☆	☆	☆	
	1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等		○	○	○	○	
	1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等		☆	○	○	○	
	1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等		☆	○	○	○	
	1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等		☆	☆	○	○	
	1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等		☆	○	○	○	
	1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等		☆	○	○	○	
	1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等		☆	○	○	○	
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等		☆	○	○	○		
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等		☆	○	○	○		
1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等		○	☆	○	○		
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等		☆	○	○	○		
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		☆	☆	○	○		
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等		☆	○	○	○		
1.14 電源の確保に関する手順等		☆	☆	○	○		
1.15 事故時の計装に関する手順等		☆	☆	○	○		
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		☆	☆	○	○		
1.17 監視測定等に関する手順等		☆	☆	○	○		
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等		☆	☆	○	○		
1.19 通信連絡に関する手順等		☆	☆	○	○		
2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突 その他テロリズムへの対応		☆	☆	○	○		
経理的基礎	変更の工事に要する資金の額及び調達計画		○	○	○	○	
燃料取得計画	変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画		○	○	○	○	
技術的能力	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力		☆	☆	○	○	

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

以下の「まとめ資料」について作成プロセスをレビューした(個別のレビューシート参照)。

最終確認年月日・署名: H29.6.7 [Redacted] H29.6.7 [Redacted] H29.6.7 [Redacted]
 H29.6.7 [Redacted] H29.6.7 [Redacted]

No.	対象範囲	プロジェクトマネージャ
1	地盤・地震・津波・火山	[Redacted]
2	設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止(機器関係 重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
3	設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止(建築関係 重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
4	設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止(土木関係 重大事故等対処設備を含む), 保安電源設備	[Redacted]
5	設計基準対象施設のうち津波による損傷の防止(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
	設計基準対象施設のうち外部からの衝撃による損傷の防止(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
7	設計基準対象施設のうち発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	[Redacted]
8	設計基準対象施設のうち火災による損傷の防止, 誤操作の防止, 安全避難通路等, 全交流動力電源喪失対策設備, 安全保護回路, 保安電源設備, 通信連絡設備	[Redacted]
9	設計基準対象施設のうち溢水による損傷の防止等(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
10	設計基準対象施設のうち安全施設(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
11	設計基準対象施設のうち燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 原子炉冷却材圧力バウンダリ	[Redacted]
12	設計基準対象施設のうち原子炉制御室等, 緊急時対策所(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
13	設計基準対象施設のうち監視設備(重大事故等対処設備を含む)	[Redacted]
14	重大事故等対策の有効性評価	[Redacted]
15	重大事故等対策の有効性評価のうち原子炉格納容器限界温度・圧力に関する評価結果	[Redacted]
16	重大事故等対処設備の設備分類	[Redacted]
	重大事故等対処設備及び重大事故等対策に必要な技術的能力のうち土木関係	[Redacted]
18	重大事故等対処設備のうち火災による損傷の防止, 電源・計装・通信連絡設備	[Redacted]
19	重大事故等対処設備のうち未臨界・冷却材圧力バウンダリ冷却/減圧・熱輸送・格納容器冷却/過圧破損防止/溶融炉心冷却・原子炉建屋損傷防止・使用済燃料貯蔵槽冷却・水供給設備ほか	[Redacted]
20	重大事故等対処設備のうち拡散抑制設備	[Redacted]
21	重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項(防災関係)	[Redacted]
22	重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項(運転関係)	[Redacted]
23	重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項(福島第一事故教訓対応)	[Redacted]
24	重大事故等対策に必要な技術的能力のうち手順等(運転関係)	[Redacted]
25	重大事故等対策に必要な技術的能力のうち手順等(監視測定等)	[Redacted]
26	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応	[Redacted]
27	経理的基礎(変更の工事に要する資金の額及び調達計画)	[Redacted]
28	燃料取得計画(変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画)	[Redacted]
29	技術的能力(変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力)	[Redacted]

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
地盤・地震・津波・火山		4月12.13日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	体系的な説明 説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(美浜3)の補正申請書との対比表を用いて、目次が同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・本文の記載構成について整合的であることを確認した。	NRAヒアリング資料	先行プラント(美浜3)申請書を参照しつつ、それらとの整合性を確認し体系的な説明に取り組んでいる状況を確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	網羅的な説明 規制要求事項を全て満足していること。	・既許可の先行プラント(美浜3)の補正申請書との対比表を用いて、目次が同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・同様に、本文の記載構成について整合的であることを確認した。	NRAヒアリング資料	先行プラント(美浜3)申請書との対比表を活用し、網羅性を確保するよう取り組んでいることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定量的な説明 定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	読み合わせ実施記録	・読み合わせにおいて定性的な表現にはチェックを入れ、その妥当性を確認していた。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、自社のコメントリストがまとめ資料に反映されているか確認した。	NRAヒアリングコメントリスト	・NRAとのヒアリングで毎回対応していた「NRAコメントリスト」を用いて、まとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	・補正申請書とまとめ資料の整合性を確認した。 ・断層評価、基準地震動の策定、耐震・耐津波設計方針のまとめ資料との整合性を確認した。	・補正書とまとめ資料に直接チェック ・まとめ資料に直接チェック	・補正書とまとめ資料の整合性を確認し、確認箇所にはチェックマークを付記するとともに、当該資料への日付入り捺印を残していた事を確認した。 ・他条文(他グループ)との連携においては、例えば、策定した基準津波が、耐津波方針における入力津波として、適切に受け渡されているかどうかを、耐津波設計方針作成メンバーと一緒に確認していた。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラント(川内、伊方、大飯、高浜、美浜)でのコメントが、KK6/7申請書もしくはまとめ資料に適切に反映されていることを確認した。	他社コメントリストチェック結果	・全電力(土木部門)が集まる「安全審査情報連絡会」で審査情報を共有するとともに、他社コメントリストに関する6/7への関係性・影響確認結果の表を作成して、管理していることを確認した。	なし	-

※：審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 発展重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲 設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止(機器関係 重大事故等対処設備を含む)	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日 4月21日
--	------------------	-----------------

No.	即効的な対策の 確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した 資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 体系的な説明 体系的な説明	説明が順序だたて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・ 既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・ まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・ NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・ 先行プラントの申請書との対比表 ・ NRAの審査の視点と確認事項	NRAヒア等により補正書とまとめ資料本文がよく整合していることから、最新先行プラント(玄海)との「本文対比表」等を踏まえ作成していることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・ まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・ 審査ガイド	・ 先行プラントの申請書との対比表 ・ NRAの審査の視点と確認事項	先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」の他、「耐震審査ガイド」を踏まえまとめ資料の別添・別紙を作成していることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	先行プラントの申請書との対比表	最新先行プラント(玄海)との「本文比較表」等を使用したNRAヒアを最近まで実施し、記載適正化が図られていることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した。	NRAコメントリスト	・ NRAコメントリストから当該条文関係を抜粋したのものにより管理されていることを確認した。 ・ コメントはすべて対応完了していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	最新版の設備リスト	・ SA設備情報について最新の43条共1記載リストに基づき管理しており、至近分も情報共有・周知システム等を適宜確認している。 ・ また本条文に係るPJ統括及び各PJマネは日々連携・共有がよくなされていることを確認した。 ・ なおPMは方針確認会議でも積極的に関係情報発信している事を確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	「審査の視点と確認事項」	・ 先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえ作成していることを確認、また籠事運WG等にて各社論点共有できていることも確認した。 ・ なおPMは方針確認会議でも積極的に他社ヒア状況を発信。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止 (建築関係 重大事故等対処設備を含む)		4月25日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	①審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること 体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	玄海の申請書との対比表 伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	・NRAヒア等により補正書とまとめ資料本文がよく整合していることから、最新先行プラント(玄海)との「本文対比表」等を踏まえ作成していることを確認した。 ・先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」で関連する箇所をチェックしていることを確認した。	なし	-
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド	・玄海の申請書との対比表 ・伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	・先行プラント(玄海)の申請書との対比表を活用していることを確認した。 ・先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」の他、「耐震審査ガイド」を踏まえまとめ資料の別添・別紙を作成していることを確認した。	なし	-
3	定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	玄海の申請書との対比表	最新先行プラント(玄海)との「本文比較表」等を使用したNRAヒアを最近まで実施し、記載適正化が図られていることを確認した。	なし	-
4	②審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストから当該条文関係を抜粋したもにより管理されていることを確認した。 ・コメントは全て対応完了していることを確認した。	なし	-
5	③審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	最新版の設備リスト	・SA設備情報については、最新の43条共1記載リストに基づき管理しており、至近分も情報共有・周知システム等を適宜確認していることを確認した。 ・耐震関係のヒアリングでは、各部門最低一人は出席し、連携強化を図っていることを確認した。	なし	-
6	④他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	電事連の会合もしくは各電力個別にやり取りしつつ審査情報を共有するとともに、先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえ作成していることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KKG/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲		PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち地震による損傷の防止(土木関係、重大事故等対処設備を含む)、保安電源設備			4月13日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・玄海の申請書との対比表 ・伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	・NRAヒア等により修正書とまとめ資料本文がよく整合していることから、最新先行プラント(玄海)との「本文対比表」等を踏まえ作成していることを確認した。 ・先行プラント(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」で関連する箇所をチェックしていることを確認した。	なし	-
2	② 体系的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド	・玄海の申請書との対比表 ・伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」の他、「耐震審査ガイド」を踏まえまとめ資料の別添・別紙を作成していることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	玄海の申請書との対比表	最新先行プラント(玄海)との「本文比較表」等を使用したNRAヒアを最近まで実施し、記載適正化が図られていることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストから当該条文関係を抜粋したのものにより管理されていることを確認した。 ・コメントは全て対応完了していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること、課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	最新版の設備リスト	SA設備情報については、最新の43条共1記載リストに基づき管理しており、至近分も情報共有・周知システム等を適宜確認していた旨を確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	全電力(土木部門)が集まる「安全審査情報連絡会」で審査情報を共有するとともに、先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえ作成していることを確認した。	なし	-

※: 審査委員会(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

15020

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (P.リーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち津波による損傷の防止(重大事故等対処設備を含む)		4月21日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。	・川内、伊方、高浜、美浜まとめ資料 ・先行プラントの申請書との対比表	NRAヒア等により補正書とまとめ資料本文がよく整合していることから、最新先行プラント(玄海)との「本文対比表」等を踏まえ作成していることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・審査ガイド	・耐津波設計EP審査ガイド	各社立地条件等により耐津波設計方針にバラつきがあることから、「耐津波審査ガイド」を踏まえまとめ資料の別添を作成していることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	先行プラントの申請書との対比表	最新先行プラント(玄海)との「本文比較表」等を使用したNRAヒアを最近まで実施し、記載適正化が図られていることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストから当該条文関係を抜粋したのにより管理されていることを確認。 ・コメントは全て対応完了していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること、課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	最新版のSAリスト	・SA設備情報について最新の43条共1記載リストに基づき管理しており、至近分も情報共有・周知システム等を適宜確認した。 ・また、本条文に係るPJ統括及び各PJマネは日々連携・共有がよくなされていることを確認した。 ・なおPMは方針確認会議でも積極的に関係情報発信している事を確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	「審査の視点と確認事項」	・先行プラント(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえ作成していることを確認、また学協会等でも情報共有チャンネルが存在することも確認した。 ・なおPMは方針確認会議でも積極的に他社ヒア状況を発信していることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

No.		即効的な対策の 確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
				確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的になつていないこと	体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・先行プラント申請書との対比表 「審査の視点と確認事項」	・NRAヒア等による資料の作り込みおよび、先行プラントの資料や「審査の視点と確認事項」を用いた比較によって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
2	① 審査書類が体系的になつていないこと	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド	先行プラントの申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書対比表の確認、並びに、審査ガイドとの比較によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
3	① 審査書類が体系的になつていないこと	定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	洪水伝搬評価や設備影響評価等において、定量的な記載表現に取り組んでいることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・事務局とりまとめのNRAコメントリストに基づき、全てのコメントに対応していることを確認した。 ・社内関係者からのコメントについても、リストに基づき、全てのコメントに対応していることを確認した。	・NRAコメントリスト ・社内コメントリスト	・NRAコメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。 ・社内コメントについても同様に確認していることを確認し、コメント反映にあたっては、水平展開の可否についても考慮していることを確認した。	なし	—	
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・部門独自の方法で確認した。 ・他条文にて外部事象について記載されている箇所を検索・抽出し、6条の記載内容と適切な関係となっていることを確認した。	6条関連条文リスト	他条文の資料をキーワード検索することにより、関連資料を抽出した上で、当該資料の記載が6条の資料の記載と適切な関係となっていることのチェックを実施していることを確認した。	なし	—	
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 ・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 ・部門独自の方法で確認した。 ・NRAコメントリストには、水平展開が必要なBWR他社コメントも含まれており、これにより他社での論点が反映されていることを確認した。	・「審査の視点と確認事項」 ・NRAコメントリスト	・「審査の視点と確認事項」を用いて他社論点を反映していることを確認した。 ・他社コメントを含めてコメントリストで管理しており、他社論点を適切に反映していることを確認した。 ・他社論点の確認等を目的として、複数の発電所にインタビューを実施していることを確認した。	なし	—	

※：審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		4月20日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だって筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・先行プラントの申請書との対比表 ・「審査の視点と確認事項」	先行プラント代表(伊方・玄海)の「審査の視点と確認事項」「本文比較表」等を踏まえていることを確認した。	なし	—
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表	・先行プラントの申請書との対比表	先行プラント代表(伊方・玄海)の「審査の視点と確認事項」「本文比較表」等を踏まえていることを確認した。	なし	—
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	数値化が必要な定量的な記載がないことを確認。	なし	—
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・事務局から周知されている「NRAコメントリスト(会合・ヒアリング)」に基づき、全て対応済みを確認した。	NRAコメントリスト	NRAコメントリストにて管理しているが、コメント対応は下記1件以外にないことを確認した。 「高浜の関連内容削除のNRAコメントについて、その後、削除不要で良い旨の回答がNRAよりあったことを審査事務局から情報入手」	なし	—
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	—	・評価一設備一運用に関する箇所がないことを確認した。 ・参考として、運用の観点で「核物質防護規定」についても整合していることを確認。	なし	—
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	「審査の視点と確認事項」	先行プラントにて重要論点となっていないこと、先行プラント代表(伊方・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえていることを確認。	なし	—

※: 審査会合(平成20年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟-防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策。(1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャー (Pリーダー)	ヒアリング日
設計基御対象施設のうち火災による損傷の防止、誤操作の防止、安全避難通路等、全交流動力電源喪失対策設備、安全保護回路、保安電源設備、通信連絡設備		5月10日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・伊方申請書との対比表 ・審査の視点と確認事項	・先行プラント(伊方)申請書との比較表を用いて、記載文が適切に整合していることを確認した。(一部、設備の相違、旧設置許可申請書記載内容を踏襲したこと起因する表現の相違が確認されたが技術的問題ではないものと確認した。)	なし	-
2	② 体系的、網羅的、定量的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	・規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、審査の視点と確認事項(NRA)を活用し、先行プラントの申請書との比較表を用いて確認した。 ・審査会合、NRAヒアリング時のコメントがすべて反映されている事を確認した。	・伊方申請書との対比表 ・審査の視点と確認事項(審査ガイド)	・「審査の視点と確認事項」をベースに目次、章立てを構成していることを確認した。 ・先行プラントの伊方申請書との対比表を用いて、要求事項と記載内容が適切に整合していることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現については適宜、その妥当性を確認した。	伊方申請書との比較表	・伊方申請書との対比表を用いた読み合わせを実施し、定性的/曖昧な記載はできるだけ定量的/分かりやすく修正していることを確認した。 ・伊方申請書の表現から更に読み込んでより分かりやすく工夫する箇所も見られた。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	コメントリストにより網羅性を確認した。	NRAコメントリスト	・「共有コメントリスト」(事務局作成)から当PJ分を抽出し、対応完了した分は、随時リストに反映している事を確認した。 ・一部、PMの最終確認が未実施の箇所があり、今後実施予定であることを確認した。	8条関連のコメント対応完了状況をPMが確認すべき旨を助言した。	後日確認 (5月19日、PM確認)
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	設備側、安全(評価)及び運用側の担当は、最新情報を共有して資料を作成していることを確認した。	クロスリファレンス表	安全(評価)及び運用側の資料はまとめ資料等作成時の最新版を確認しているが、まだFIXされていないものもあるため、最終的に再度確認・調整が必要である。	他グループ資料が確定した際に圖書の引用関係を明確にし、クロスリファレンス表などを参考に最終確認する旨を助言した。(その際、設備側(親)の最終情報の引用の妥当性を安全(評価)及び運用側(子)に確認して貰い、相互確認すること。)	後日確認 (5月19日、最終確認した)
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラントの「審査の視点と確認事項」および論点抽出リストに沿って確認した。	・審査の視点と確認事項 ・論点抽出リスト	・審査の視点と確認事項に対応していることを確認した。 ・論点抽出リスト、他電力コメントリストおよび関西電力アドバイスについて、事務局(プロジェクト統括)側からの対応要/不要の指示がやや曖昧で、プロセス化されていないことを確認した。	先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点を把握し、適宜、当社資料に反映すべき旨を助言した。	後日確認 (5月18日、論点が無いことを確認した)

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「Z. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (P.リーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち溢水による損傷の防止等(重大事故等対処設備を含む)		5月10日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的な説明 体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	先行プラントの申請書との対比表 NRAの「審査の視点と確認事項」	先行プラントの資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
2	① 審査書類が体系的、網羅的な説明 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド	先行プラントの申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書対比表の確認、並びに、審査ガイドとの比較によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
3	① 審査書類が体系的、網羅的な説明 定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	溢水伝搬評価や設備影響評価等において、定量的な記載に取り組んでいることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 事務局とりまとめのNRAコメントリストに基づき、全ての対応状況を確認した。 社内関係者からのコメントについても、リストに基づき、全てのコメントに対応していることを確認した。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。 ・社内コメントについても同様に対応していることを確認した。	なし	—
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	・部門独自の方法で確認した。 コメントリスト中に他条文との整合に関する項目を設定し、適切な記載となっていることを確認した。	資料総点検管理表	コメントリスト中に他条文との整合に関するチェック欄を設定しており、他条文との関係が適切であることの確認を項目毎に実施していることを確認した。	なし	—
6	④ 他社で議論された論点の審査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・先行プラントの「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 ・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。	先行プラントの「審査の視点と確認事項」	・「審査の視点と確認事項」を用いて他社論点を反映していることを確認した。 ・また、他社担当者へのヒアリングを適宜実施していることを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ（PJリーダー）	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち安全施設（重大事故等対応設備を含む）		5月2日

No.	即効的な対策の 確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー			
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認	
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント（伊方もしくは玄海）のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・先行プラントの申請書との対比表 ・「審査の視点と確認事項」	先行プラントの資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
2		網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表	先行プラントの申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書比較表の確認によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
3		定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	・被ばく評価では、入力条件である対応時間を定量的に評価し、記載していることを確認した。 ・補足的な説明として、PRAにより頻度を定量評価していることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・事務局とりまとめのNRAコメントリストに基づき、全ての対応状況を確認した。	NRAコメントリスト	NRAコメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。	なし	—	
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文（他グループ）と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・部門独自の方法で確認した。 ・他グループ（設備技術C）と共同作業で資料を作成しており、適切な関係となっていることの確認を適宜実施した。	—	・資料作成段階から他グループと連携をとりながら実施していること、また、資料の上欄印は2グループで捺印していることを確認した。 ・グループ間の連携が不十分であったこと等が原因で記載の誤った資料をNRAに提出した事例（不適合事象として報告済）があり、それを踏まえて連携が適切に実施されていることを確認した。	なし	—	
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 ・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 ・部門独自の方法で確認した。 ・他社との合同ヒアリングやBWR合同審査会合における対応を通じて、他社論点へも対応できていることを確認した。	「審査の視点と確認事項」	・「審査の視点と確認事項」を用いて他社論点を反映していることを確認した。 ・また、NRAヒア・BWR合同審査会合の場を通じて、論点の共有を十分に図っていることを確認した。	なし	—	

※： 審査会合（平成29年3月9日）資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要構・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策（1）規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設, 原子炉冷却材圧力バウンダリ		5月2日

No.	即効的な対策の 確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて簡潔に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 申請書の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 部門独自の方法で確認した。 (NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントの申請書との対比表	先行プラント(伊方)の資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 <ul style="list-style-type: none"> まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 部門独自の方法 (NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントの申請書との対比表	NRAヒア・審査会合を通して補正書添付八(まとめ資料本文)に適合方針をまとめ、また先行プラント(伊方)補正書とも対比させていることを確認した。 なお最新玄海を踏まえた追記案件がないことも確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	-	NRAヒア・審査会合や伊方補正書との整合により記載適正化を図っていることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 部門独自の方法で確認した。 NRAヒア・審査会合において出されたコメントリストに対して対応済みであることを審査または審査資料作成の中で確認。 	NRAコメントリスト	NRAコメントリストにより管理されていることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	-	適合のための方針が中心のため、他条文(他グループ)に係る記載がないことを確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 部門独自の方法で確認した。(審査会合、ヒアリングを他社と合同実施(17条)) 	-	<ul style="list-style-type: none"> NRAヒア・審査会合のBWR合同開催(17条)やBWR間調整(16条)によりよく共有が図れていることを確認した。 なおFWR側とも設備は違えど考え方については基本的に共有が図れていることを確認した。 	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KIC6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち原子炉制御室等、緊急時対策所(重大事故等対応設備を含む)		4月21日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	体系的な説明 説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・NRAヒア・審査会合を繰り返し、会合等で受けたコメントへの対応検討を反映した。 ・先行電力(伊方3)との情報交換を通じて審査資料を作成した。	伊方3, 川内12補正申請書	・先行プラント(伊方3)を中心に、川内、玄海、高浜、大浜の申請書も参照しつつ、それらとの整合性を確認し体系的な説明に取り組んでいる状況を確認した。 ・西国電力(株)慶東京事務所へ頻りに訪問し、論点となった事項の確認および当方の論点の相談を行っていたことを確認した。	なし	-
2	② 体系的な説明	網羅的な説明 規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド ・部門独自の方法(NRAヒア・審査会合を実施し、コメントへの対応・検討)	伊方3, 川内12補正申請書	・先行プラント(伊方、川内)申請書との対比表を活用し、網羅性を確保するよう取り組んだことを確認した。 ・居住性(被ばく評価)に関する審査ガイドを使い、安全の担当者と一緒に読み合わせを実施していたことを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	申請書やまとめ資料の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	-	定量的な説明が必要な部分では、設備や運用計画を詳細化・具体化するともに、それらを実際の訓練で検証するなどにより、定量的な説明に努めたことを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	NRAヒア・審査会合を繰り返し、会合等で受けたコメントへの対応検討を反映して審査資料を作成した。	NRAコメントリスト	PJ事務局が管理するコメントリストに全て計上するとともに、それらに対応しリストに反映されていることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること、課題を抽出し関係者と共有していること。	・安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。 ・61-9は他グループ(設備技術G等)と共同で作成した資料の一部であるため、適切な関係となっていることを個別に確認、また61-10は他グループ(原子炉安全技術G)がメインで作成しているが、61-9の情報を適切に引用していただいていることを個別確認にて実施した。	61条まとめ資料と技術的能力1.18との読み合わせ	・プラント設備側、安全(評価)側、運用側の情報ならびに敷地外(社外)の情報は、緊急時対策所に集約される仕組みであり、同様に審査資料に係る情報も大部分が関連することから、絶えず関係箇所と情報共有を行っていることを確認した。 ・緊急時対策所の対象施設・位置付けが変更された件の反映状況について、説明ロジックを変えずに施設毎に変更範囲を色分けして適切に識別したことを確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・先行プラント(高浜、伊方、玄海)での当社に係る重要な議論・論点を整理した「確認事項リスト」に沿って確認した。 ・「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 ・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 ・設置許可事務局がとりまとめた審査コメントリストに対して対応済みであることを個別に確認、PWR審査チーム(NRA)指摘事項に対して対応した。	・高浜34、大浜34 確認事項リスト 審査コメントリスト	・PJマネージャは全プラントの審査会合の状況をユーチューブで視聴しており、他社で議論された論点のうち、当社資料への反映が必要な論点やコメントについては、PJ事務局が管理するコメントリストに全て計上して対応していることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成20年9月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
設計基準対象施設のうち監視設備(重大事故等対処設備を含む)		4月19日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 体系的な説明 体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方3)のまとめ資料において目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・伊方3との構成対比較表 ・伊方3「審査の視点と確認事項」	先行プラント(伊方3)の「審査の視点と確認事項」をベースにして目次構成を決めて比較表を作成するとともに、適宜、NRAコメントを反映して記載内容を修正して資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、先行プラント(伊方3)の「審査の視点と確認事項」を活用し、申請書の読み合わせや申請書との対比較表において確認し、根拠の確認結果を記録した。	・伊方3との構成比較表 ・伊方3「審査の視点と確認事項」	先行プラント(伊方3)の「審査の視点と確認事項」をベースにして目次構成を決めて比較表を作成するとともに、適宜、NRAコメントを反映して記載内容を修正して資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明 定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	先行プラント(伊方3)の申請書の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては適宜、その表現の妥当性を確認した。	-	・基本的に先行プラントと同じ記載表現を踏襲し、KK6, 7(サイト)特有のこと(広範な敷地等)については、随時、NRAと協議して資料を作り込んでいることを確認した。 ・担当からPMへと順次資料を通読し、疑問点がある場合には、随時に相互確認し、適宜、資料修正していることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が全て具現化されていること。	当PJ独自の方法によりコメントリストへの網羅性の確認した。	当PJ独自リスト	・「共有コメントリスト」(事務局作成)から当PJ分を抽出して「独自リスト」を作成、対応完了した分は、随時、「共有コメントリスト」に反映していることを確認した。 ・また、4/18に決められた全PJ共通の「コメントリスト確認方法」(事務局)を踏まえて対応していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	監視測定に係わる設備側・運用側と安全(評価)側は最新情報を共有して資料を作成していることを確認した。	-	・監視装置および監視測定装置については「設備と運用」を同じPJが担務しており、PJ内で同じ情報を使用していることを確認した。 ・監視測定装置においては、「設備/運用」側がバッテリー交換時の被ばく評価に関し、「評価」側からデータを受けとったうえ、資料への反映箇所を相互確認していることを確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラント(伊方3)の「審査の視点と確認事項」の記載内容に沿って重要な論点がKK6, 7資料に反映されていることを確認した。	伊方3「審査の視点と確認事項」	事務局が最近の他社情報を踏まえて論点整理しており、当PJ(31,60条)については新たな論点はないことを確認していることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマホージャ (P,リーダー)	ヒアリング日
重大事故等対策の有効性評価		5月10日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 NRAの「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 先行プラントの申請書との対比表 「審査の視点と確認事項」 	先行プラントの資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 審査ガイド 	先行プラントの申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書比較表の確認、並びに審査ガイドとの比較によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	-	<ul style="list-style-type: none"> 不確かさを含む箇所については感度解析により、定量的な評価に取り組んでいることを確認した。 定性的な表現となっている箇所については、その妥当性を確認し、NRAヒア等において説明していることを確認した。 	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 部門独自の方法で確認した。 コメントリストに基づき、全てのコメントに対応していることを確認した。 	NRAコメントリスト	<ul style="list-style-type: none"> コメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。 ヒアリングの場以外のコメントについても管理されていることを確認した。 	事務局とりまとめのNRAコメントリストに対して、全てのコメントへの対応完了を確認することを助言した。	指摘事項への対応結果を確認した。5月30日
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	<ul style="list-style-type: none"> 部門独自の方法で確認した。 関連する他条文の関係者と適宜情報共有を実施すること等によって、適切な記載となっていることを確認した。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備や手順等の解析条件を変更する場合には、その都度関係者と周知・議論することによって、他条文との整合を図っていることを確認した。 反映漏れがないように、感度を高くし、関係者との情報共有を実施していることを確認した。 	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 先行プラント(高浜、伊方、玄海)での当社に係る重要な議論・論点を整理した「確認事項リスト」に沿って確認した。 「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 	「審査の視点と確認事項」	<ul style="list-style-type: none"> 「確認事項リスト」に沿って他社論点の反映が適切に実施されていることを確認した。 「審査の視点と確認事項」を用いて他社論点を反映していることを確認した。 また、他社担当者へのヒアリングを適宜実施していることを確認した。 	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対策の有効性評価のうち原子炉格納容器限界温度・圧力に関する評価結果		5月23日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	体系的な説明 説明が順序だって筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・部門独自の方法で確認した。 (NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントのまとめ資料	先行プラント(川内)の資料を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
2	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	網羅的な説明 規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・部門独自の方法 (NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントのまとめ資料	NRAヒア・審査会合を通してまとめ資料に根拠・妥当性をまとめ、また先行プラント(川内)のまとめ資料とも対比させていることを確認した。 ・なお最新玄海を踏まえた追記案件がないことも確認した。	なし	-
3	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	定量的な説明 定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成した。また、まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	-	NRAヒア・審査会合や先行プラント(川内)のまとめ資料との整合により記載適正化を図っていることを確認した。	なし	-
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・NRAヒア・審査会合において出されたコメントリストに対して、対応済みであることを審査または審査資料作成の中で確認した。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストにより管理されていることを確認した。 ・また全てのコメントが反映されていることを確認した。	なし	-
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・部門独自の方法で確認した。 ・インプットデータのエビデンス調査と合わせて確認、または他グループ関係者への個別確認による。	-	条文単位で手順側、安全側と会議を開催し調整作業を実施していることを確認した。	なし	-
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・BWR合同審査時のコメントリストに対して確認。	-	・NRAヒア・審査会合のBWR合同開催や優先審査時のBWR調整によりよく共有が図れていることを確認した。 ・なおPWR側とも設備は異なるものの考え方については基本的に共有が図れていることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対処設備の設備分類		6月1日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方3)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・伊方3のまとめ資料、「審査の視点と確認事項」 ・伊方3の申請書との対比表	伊方3の審査資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラント(伊方3)の申請書との対比表	伊方3の申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書比較表の確認によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	本資料には数値に係わるような記載箇所はない。	-	本PJは重大事故等設備への基本要件を記載したものであり、定量的な記載は要しはないことを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	事務局作成のコメントリストの中から本PJ関係のコメントを確認し、それらへの対応を審査資料に反映した旨、コメントリストに明記した。	NRAコメントリスト	NRAコメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	重大事故等対処設備に係る運転側と有効性評価側に記載内容のレビューを受けた。	-	重大事故等対処設備に係る運転側と有効性評価側のPJチームとの間で、審査資料の記載内容の整合性を図っていることを確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	事務局作成の「先行電力の論点リスト」や「審査の視点と確認事項」を踏まえて、本PJに係わるものが審査資料に反映していることを確認した。	・先行電力の論点リスト ・「審査の視点と確認事項」	先行電力の「審査の視点と確認事項」を踏まえて審査資料を作成していること、また、「先行電力の論点リスト」には本PJに係わる事案はなかったことを確認した	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

032

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲		PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対処設備及び重大事故等対策に必要な技術的能力のうち土木関係			4月13日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明 体系的な説明	説明が順序だって筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	原子力規制庁の「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」で関連する箇所をダブルチェックしていることを確認した。	なし	—
2	① 審査書類が体系的な説明 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・審査ガイド	伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」の他、関連する審査ガイドを踏まえ、まとめ資料の添付資料、別紙を作成していることを確認した。	なし	—
3	① 審査書類が体系的な説明 定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」の表現と比較しつつ、適切な表現にしていることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	EP事務局から周知されている「NRAコメントリスト(会合・ヒアリング)」に基づき確認した。	NRAコメントリスト	NRAコメントリストから当該条文関係を抜粋したもにより管理されていることを確認した。	なし	—
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した。	—	防災安全Gが調整役となり、関係箇所と共有すべき最新情報を確認しながら連携を図っていることを確認した。	なし	—
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	伊方・高浜・玄海の「審査の視点と確認事項」	全電力(土木部門)が集まる「安全審査情報連絡会」で審査情報を共有するとともに、先行プラント代表(伊方・高浜・玄海)の「審査の視点と確認事項」を踏まえ作成していることを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」12. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対処設備のうち火災による損傷の防止、電源・計装・通信連絡設備		5月10日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・伊方申請書との対比表 ・審査の視点と確認事項	先行プラントの伊方申請書との対比表を用いて、記載文が適切に整合していることを確認した。 (一部、設備の相違、旧設置許可申請書記載内容を踏襲したことに起因する表現の相違が確認されたが技術的問題ではないものと確認した。)	なし	—
2	② 審査書類が体系的、体系的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	・規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、「審査の視点と確認事項」を活用し、先行プラントの申請書との比較表を用いて確認した。 ・審査会合、NRAヒアリング時のコメントがすべて反映されている事を確認した。	・伊方申請書との対比表 ・審査の視点と確認事項(審査ガイド)	・審査の視点と確認事項をベースに目次、章立てを構成していることを確認した。 ・先行プラントの伊方申請書との比較表を用いて、要求事項と記載内容が適切に整合していることを確認した。	なし	—
3	③ 審査書類が体系的、体系的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては適宜、その表現の妥当性を確認した。	・伊方申請書との比較表と訂正履歴	・伊方申請書との比較表を用いた読み合わせを実施し、定性的/曖昧な記載はできるだけ定量的/分かりやすく修正していることを確認した。 ・伊方申請書の表現から更に読み込んでより分かりやすく工夫する箇所も見られた。	なし	—
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	コメントリストにより対応状況の網羅性を確認した。	NRAコメントリスト	・「共有コメントリスト」(事務局作成)から当PJ分を抽出し、対応完了した分は、随時リストに反映している事を確認した。 ・一部、PMの最終確認が未実施の箇所があり、今後実施予定であることを確認した。	41条関連のコメント対応完了状況をPMが確認する旨を助言した。	後日確認 (5月19日、PM確認)
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	設備側、安全(評価)及び運用側の担当は、最新情報を共有して資料を作成していることを確認した。	クロスリファレンス表	・安全(評価)及び運用側の資料はまとめ資料等作成時の最新版を確認しているが、まだFIXされていないものもあるため、最終的に再度確認・調整が必要である。	・他グループ資料が確定した際に図書の引用関係を明確にし、クロスリファレンス表などを参考に最終確認することを助言した。(また、その際、設備側(親)の最終情報の引用の妥当性を安全(評価)及び運用側(子)に確認して貰い、相互確認すること。)	後日確認 (5月19日、最終確認)
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラントの「審査の視点と確認事項」および論点抽出リストに沿って確認した。	・審査の視点と確認事項 ・論点抽出リスト	・審査の視点と確認事項に対応していることを確認した。 ・論点確認リスト、他電力コメントリストおよび関西電力アドバイスについて、事務局(プロジェクト統括)側からの対応要、不要の指示がやや曖昧で、プロセス化されていないことを確認した。	先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点を把握し、適宜、当社資料に反映すべき旨を助言した。	後日確認 (5月18日、論点が無いことを確認)

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「K16/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」。「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

084

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対処設備のうち未臨界・冷却材圧力バウンダリ冷却/減圧・熱輸送・格納容器冷却/過圧破損防止/容器炉心冷却・原子炉建屋損傷防止・使用済燃料貯蔵槽冷却・水供給設備ほか	[]	5月2日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	体系的な説明 説明が順序だたて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・まとめ資料本文の記載構成について、既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)の本文との対比較表を用いて比較し、整合的であることを確認した。 ・部門独自の方法で確認した。(NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントの本文との対比較表	・NRAヒア・審査会合を通してまとめ資料としてよく整理していることを確認した。 ・なおNRAとの調整により補正書とよく整合されたまとめ資料へ構成変更すること(添八十現まとめ資料)になり、これについては現在対応中であることを確認した。	まとめ資料の構成変更は比較的単純作業ではあるが、確実に実施して確認するべき旨を助言した。	指摘事項への対応結果を確認した。6月2日
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・補正書の読み合わせや先行プラントの本文との対比較表 ・部門独自の方法(NRAヒア・審査会合を繰り返して審査資料を作成)	先行プラントの本文との対比較表	・NRAヒア・審査会合を通してまとめ資料に適合方針をまとめ、また伊方補正書とも対比させていることを確認した。 ・なお最新玄海を踏まえた追記案件がないことも確認。	なし	—
3	定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	NRAヒア・審査会合や先行プラント(伊方)補正書との整合により記載適正化を図っていることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・NRAヒア・審査会合において出されたコメントリストに対して、対応済みであることを審査または審査資料作成の中で確認。	NRAコメントリスト	・NRAコメントリストにより管理されていることを確認した。 ・ただし、新規NRAコメント等もありコメント反映確認は一部継続作業中であった。	全てのコメント反映について、最終QCチェックまでに確実に実施し確認することを助言した。	指摘事項への対応結果を確認した。6月2日
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・安全(評価)、設備及び運用を担当する3者がお互いの最新情報を共有するとともに、他の関連2者の最新情報を、担当する資料中に反映していることを確認した(インプットデータのエビデンス調査と合わせて確認、または他グループ関係者への個別確認による)。	—	・条文単位で手順側、安全側と会議を開催し調整作業を実施していることを確認した。 ・ただし、被ばく結果等、至近見直し分についての調整は未実施であることを確認した。	手順側・安全側との最終調整について、最終QCチェックまでに確実に実施することを助言した。	指摘事項への対応結果を確認した。6月2日
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。 ・部門独自の方法で確認した。 (BWR合同審査時のコメントリスト及びPWR審査チーム(NRA)指摘事項に対して個別に確認)	—	NRAヒア・審査会合のBWR合同開催や優先審査時のBWR間調整によりよく共有が図れていることを確認した。なおPWR側とも設備は連えど考え方については基本的に共有が図れていることを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対処設備のうち拡散抑制設備		5月9日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明になっていること	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・原子力規制庁の「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・先行プラントの申請書との対比表 ・「審査の視点と確認事項」	先行プラントの資料や「審査の視点と確認事項」を用いた確認によって、また、規制庁ヒア等による資料の作り込みによって、体系的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・まとめ資料の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表 ・審査ガイド	先行プラントの申請書との対比表	まとめ資料の読み合わせや先行プラントとの申請書比較表の確認、並びに審査ガイドとの比較によって、網羅的な説明に取り組んでいることを確認した。	なし	—
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	拡散抑制設備の性能評価等において、定量的な評価に取り組んでいることを確認した。	なし	—
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・部門独自の方法で確認した。 ・コメントリストに基づき、全てのコメントに対応していることを確認した。	NRAコメントリスト	コメントリストを用いて、審査コメントのまとめ資料への反映状況を管理していることを確認した。	事務局とりまとめのNRAコメントリストに対して、全てのコメントへの対応完了を確認することを助言した。	指摘事項への対応結果を確認した。5月16日
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・部門独自の方法で確認した。 ・関連する他条文の関係者との資料読み合わせ等によって、記載内容が適切であることを確認した。	6条関連条文リスト	関連する他条文(技術的能力、大規模損壊、等)の関係者と連携を密にとることによって、また、資料読み合わせの実施等によって、資料の記載が適切となっていることのチェックを実施していることを確認した。	なし	—
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。 ・他社担当者へ直接ヒアリングし確認した。	「審査の視点と確認事項」	・「審査の視点と確認事項」を用いて他社論点を反映していることを確認した。 ・また、他社担当者へのヒアリングを適宜実施していることを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

086

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項(防災関係)		4月12日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	体系的な説明 説明が順序だたて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	既許可先行プラントの「審査の視点と確認事項」(NRA)等の確認項目に沿って確認した。	伊方3「審査の視点と確認事項」	・「技術的能力に係る審査基準(NRA)」と先行プラント(伊方3)のまとめ資料を踏まえ、適宜、NRAコメントを反映し資料構成を策定している事を確認した。 ・「審査の視点と確認事項」(伊方3)を踏まえ、適宜、NRAコメントを反映して記載内容を作り込んでいることを確認した。	なし	-
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	審査ガイドへの適合性を確認した。	・伊方3「審査視点と確認事項」	「技術的能力に係る審査基準(NRA)」と先行プラント(伊方3)のまとめ資料、および、適宜、NRAコメントを反映して資料作成することにより、規制要求へ適合させていることを確認した。	なし	-
3	定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては適宜、その妥当性を確認した。	-	定性的/曖昧な記載は、できるだけ定量的/分かりやすく見直すよう、修工作業時に作成担当者に説明していることを確認した。	再度、作成関係者に見直しの主旨と合わせて見直し方法を周知徹底した上で、実施を指示するように助言した。	4月12日に処置事項を実施したことを確認した。(5月31日)
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	事務局から周知されている「NRAコメントリスト(会合・ヒアリング)」に基づき確認した。	NRAコメントリスト	事務局作成「共有コメントリスト」の活用方法を十分に把握してなく、未記入が散見された。	活用方法を事務局に確認したうえで、対応状況をコメントリストに反映するよう助言した。	事務局が定めたコメント管理方法に沿って対応したことを確認した。(5月31日)
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	本PJ(運用側)は、安全(評価)側及び設備側と最新情報を共有し、自分が担当する条文の資料中に反映していることを確認した。	-	事務局が策定した「最新情報共有ルール」を踏まえて関係する最新情報情報を使用していること、また、関係者(設備側と評価側)との打合せ/議論を通じた資料の作り込みにおいて、随時、最新情報を共有していることを確認した。	なし	-
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	・伊方3「審査視点と確認事項」	・先行プラント(伊方3)のまとめ資料や「審査視点と確認事項」を踏まえて資料作成しており、これにより先行プラントの論点を取り入れていることを確認した。	先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点を把握し、適宜、当社資料に反映すべき旨を助言した。	本PJについては当社資料に反映すべきものはなかったことを確認した。(5月31日)

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項 (運転関係)		5月25日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	①審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	これまでのヒアリングを通じて、構成は先行電力に合わせている。ただし、よりわかりやすい説明資料となるよう、図を活用する等の工夫を加えている。 表10.1、表10.2は、まとめ資料からSA設備のみを対象に抜粋した概要等であるが、論理に飛躍が生じないようにまとめている。	先行プラント(伊方3)「申請書」 「審査の視点と確認事項」	「技術的能力に係る審査基準(NRA)」において、1.0(共通事項)は細分化した構成ではない為、先行プラント(伊方3)の作成資料を踏まえ、適宜、NRAコメントを反映し資料構成を策定している事を確認した。	なし	-
2	体系的、網羅的、定量的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に応じた添付資料の構成とはせず、先行電力に準拠した構成、内容としている。 表10.1、表10.2は、まとめ資料からSA設備のみを対象に抜粋した概要等であるため、規制要求は全て満足することとなる。	先行プラント(伊方3)「申請書」 「審査の視点と確認事項」	先行プラント資料を踏まえたNRAコメントを随時に取り入れるとともに、手順表の内容を図解して補足する等、当社独自の工夫をして記載内容を作り込んでいる事を確認した。	なし	-
3	定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	1.0.6、1.0.7は、換作手順そのものであり、全て定量的な記載となっている。 1.0.1、1.0.14には、定量的な記載はない。	-	本文(1.0)内容の内、判断基準に係わる事項については定量化(数値)して記載することとし、適宜、NRAコメントを反映して作成したことを確認した。	なし	-
4	②審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	カッコ書きコメントも含め、設備計画Gにて作成している「コメント管理元データ」から、技術的能力に関するコメントを抽出し、全て反映できていることを確認した。	技術能力関連コメント集約リスト	軽微なコメントを含めて独自にチェック用リストを作成し、資料への反映箇所を明示し、順次、コメント反映作業を進めていることを確認した。	なし	-
5	③審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。 課題を抽出し関係者と共有していること。	当該の資料は、設備と整合性を図るべきものはない。一方、全て有効性評価と関係しているが、以下のプロセスを踏んでいることから、一貫性のある説明になっている。 1.0.7は有効性評価のシナリオに対して、具体的にどのような手順を用いているのかを説明する資料となっている。 その結果をもとに1.0.14を作成している。 これらの資料を作り込む過程で、過不足を運転・安全の目でクロスチェックをかけている。	-	「運用-評価」間では、まとめ資料について関係者間で直接に突き合せ(読み合わせ)して整合性をチェックしていることを確認した。 また、「クロスリファレンス表」については、各者が単独で作成した後に、相互チェックしていることを確認した。	なし	-
6	④他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	「審査の視点と確認事項」に記載されている内容は、全て確認し、資料上へ反映している。	伊方3「審査の視点と確認事項」	先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点については、事務局が全体集約しているが、1.0に係わるような事案はないことを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V、対策」2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置 1から抜粋

038

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
重大事故等対策に必要な技術的能力のうち共通事項(福島第一事故教訓対応)		4月19日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・本文の記載構成については先行プラントの申請書との対比表を用いて比較し、整合的であることを確認した。	先行プラントのまとめ資料	先行プラント(伊方3)のまとめ資料をベースにして本資料における対応箇所を確認するとともに、本資料にて記載していない箇所については、他資料で記載するか、または、記載しない理由を明確にし、適宜、NRAコメントを反映して資料を作り込んでいることを確認した。	なし	—
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	・規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、申請書の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表を用いて確認した。	先行プラントのまとめ資料	先行プラント(伊方3)のまとめ資料をベースにして本資料における対応箇所を確認するとともに、本資料にて記載していない箇所については、他資料で記載するか、または、記載しない理由を明確にし、適宜、NRAコメントを反映して資料を作り込んでいることを確認した。	なし	—
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	・申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現については適宜、その妥当性を確認した。	—	本資料は詳細な作業手順を記載したものでなく、各種対応に取り組む基本的な考え方(方針)を示したものであり定量化には馴染まないが、曖昧な表現については、適宜、見直すように作成関係者に指示していることを確認した。	なし	—
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	・技術的能力コメントリスト(会合・ヒアリング)により確認した。	NRAコメントリスト	「共有コメントリスト」(事務局作成)から当PJ分を抽出して「独自リスト」を作成し、対応状況を随時確認していたが、4/18に決められた全PJ共通の「コメントリスト確認方法」(事務局)を踏まえ、実施状況を再確認していることを確認した。	なし	—
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	評価一設備一運用に関する箇所はない。	—	・本資料は各種対応に取り組む基本的な考え方(方針)を示したものであり、評価一設備一運用が連関するものではなく、逐条的なクロスチェックはしていないことを確認した。 ・適宜、記載内容については関係者の確認を受けて資料を作成していることを確認した。	なし	—
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・技術的能力コメントリスト(会合・ヒアリング)により確認した。 ・また、事務局作成の「確認事項リスト」には該当がないことから、特別な議論にはならなかったと思われるが、念のため、高浜、伊方、玄海の資料と概ね内容が合致していることを確認した。	先行プラントのまとめ資料	先行3PWRプラントに加え、最近の他社論点については、事務局が作成している「確認事項リスト」において、該当するもの(技術的能力分)がないことを確認した。	なし	—

※：審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」1.2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

No.		即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	対象範囲		PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日	
				重大事故等対策に必要な技術的能力のうち手順等(運転関係)				
				作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
				確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的	体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・既許可の先行プラント(伊方3)のまとめ資料において、目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。ただし、手順はPBで大きく異なるため、記載内容の比較はできないが、規制庁からのコメントをふまえ、運転員の分別等、かなり詳細な記載とした。 ・これまでのヒアリングを通じて構成を先行電力に合わせた。ただし「優先順位」については、「対応手段の選択」というタイトルでまとめ、また、フロント系とサポート系を視覚的に理解してもらえよう、先行電力以上に工夫をこらした資料を添付することにより、説明性を向上させた。	伊方3まとめ資料	・「技術的能力に係る審査基準(NRA)」と先行プラント(伊方3)の作成資料を踏まえ、適宜、NRAコメントを反映し資料構成を策定している事を確認した。 ・先行プラント資料を踏まえたNRAコメントを随時に取り入れるとともに、当社独自の記載については分かりやすく工夫して記載内容を作り込んでいる事を確認した。	なし	-
2	② 網羅的	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを「技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)」に記載されている要求事項及び解釈が全て記載されていることを確認するとともに、要求事項を全て満足していることについては、ヒアリングを通じて規制庁と確認した。なお、規制要求がない事項については、先行電力でのヒアリング結果を踏まえて追加した。	「技術的能力に係る審査基準」	「技術的能力に係る審査基準(NRA)」を踏まえNRAと協議し、随時、出されたコメントを取り入れることにより、規制要求へ適合させたことを確認した。	なし	-
3	③ 定量的	定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	技術的能力の場合、定量的な表現についてはまとめ資料の「操作手順の解釈一覧」を添付しており、その中で全て説明した。なお、規制庁からのコメントを踏まえ、適宜、本文中にて定量的な表現とした。	-	「解釈」に掲載するものは「行動判断」に直結する記載を対象とする考え方を一貫させており、本文/添付への記載分けも含めてNRAと協議し、適宜、コメントを反映して作成したことを確認した。	なし	-
4	④ 指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	軽微なコメントも含め、事務局にて作成している「コメント管理元データ」から、技術的能力に関するコメントを抽出し、全て反映できていることを確認した。	-	-	軽微なコメントを含めて独自にチェック用リストを作成し、資料への反映箇所を明示し、順次、コメント反映作業を進めていることを確認した。	チェックした結果については、随時、「コメント管理データ」リストに反映するとともに、事務局を含めて共有するよう助言した。	事務局が定めたコメント管理方法に沿って対応したことを確認した。(6月1日)
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	「運用-設備」については、双方のまとめ資料を確認し、年末から年始にかけて規制庁へ提出した際に記載されている設備側資料の記載内容との整合性を確認し、双方のまとめ資料へフィードバックさせた(コメントは事務局へ提出)。 「運用-評価」については、技術的能力1.0.14の表1「技術的能力対応手段と有効性評価比較表」を作り込む過程で、過不足を運転・安全の目でクロスチェックをかけた。	飲み合わせ実績例	・「運用-設備」間では、まとめ資料全体について関係者間で突き合わせて整合性を確認した。 ・「運用-評価」間では、「クロスリファレンス表」を踏まえ、随時、関係者間ですり合わせて資料を作り込んでいる事を確認した。 ・最近まで議論された事案は、件数少なく大きな課題に扱られるので、確実にフォローしている事を確認した。	なし	-	
6	⑥ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラントのNRA「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	伊方3「審査の視点と確認事項」	・先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点については、随時、ヒアリングや審査会に同席して、状況を把握している事を確認した。 ・また、当社に遡及される可能性があるような事案については、随時、NRAに対応を確認することとしている旨、確認した。	なし	-	

※: 審査会合(平成29年9月9日)資料1-2-3「KIC/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

040

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲 重大事故等対策に必要な技術的能力のうち手順等(監視測定等)	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日 4月14日
---------------------------------------	------------------	-----------------

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、体系的な説明	説明が順序だたて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	既許可の先行プラントのまとめ資料において、目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・原子力規制庁の「審査の視点と確認事項」等の確認項目に沿って確認した。	・伊方3まとめ資料 ・伊方3「審査の視点と確認事項」	・先行プラント(伊方3)のまとめ資料や「審査の視点と確認事項」をベースにして目次構成を決めて比較表を作成するとともに、適宜、NRAコメントを反映して記載内容を修正し、資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
2	② 網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、先行プラントの「審査の視点と確認事項」(NRA)を活用し、申請書の読み合わせや先行プラントの申請書との対比表を用いて確認した。	・伊方3まとめ資料 ・伊方3「審査の視点と確認事項」	・先行プラント(伊方3)のまとめ資料や「審査の視点と確認事項」をベースにして目次構成を決めて比較表を作成するとともに、適宜、NRAコメントを反映して記載内容を修正し、資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
3	③ 定量的な説明	定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところについては適宜、その表現の妥当性を確認した。	-	・基本的には先行プラントと同じ記載表現を踏襲したが、KK6、7(サイト)特有のこと(広範な敷地等)については、随時、NRAと協議して資料を作り込んでいることを確認した。 ・担当⇒PMが順次に資料を通読し、疑問点がある場合には、随時に相互確認し、適宜、資料修正していることを確認した。	なし	-
4	④ 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	コメントリストにより対応状況の網羅性を確認した。	PJ作成NRAコメントリスト	「共有コメントリスト」(事務局作成)から当PJ分を抽出して「独自リスト」を作成、対応完了した分は、随時、「共有コメントリスト」に反映していることを確認した。	なし	-
5	⑤ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	・監視測定に係わる運用側と設備側の担当は、最新情報を共有して資料を作成していることを確認した。	-	本PJは監視測定手順(運用)と監視測定装置(設備)を担当しており、PJ内で同じ情報を使用していることを確認した。	なし	-
6	⑥ 他社で議論された論点の審査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	・先行プラントの「審査の視点と確認事項」に沿って確認した。	・伊方3「審査の視点と確認事項」	審査当初時には他社と合同(WG)で審査準備進めていたが、最近では当社単独で審査対応しており、他社論点を網羅的にはチェックしていないことを確認した。	先行3PWRプラント以降に審査されている他社に審査されている他社における論点を把握し、適宜、当社資料に反映すべき旨を助言した。	本PJについては当社資料に反映すべきものはなかったことを確認した。(5月31日)

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-9「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応		4月24日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	①審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること	体系的な説明 説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	既許可の先行プラントのまとめ資料において、目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。	-	先行プラント(高浜と伊方)の審査状況(資料)を踏まえ、適宜、NRAのコメントを反映して資料構成を見直していることを確認した。	なし	-
2		網羅的な説明 規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、審査ガイドへの適合性により確認した。	「技術的能力審査基準(II.2, III.2)」	「重大事故対応に係わる技術的能力の審査基準」(NRA)に照らして資料案を作成し、随時、NRAのコメントを反映して内容を修正し、資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
3		定量的な説明 定性的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところを抽出しその表現の妥当性を確認した。	申請書の読み合わせにおいて、定性的な表現となっているところを抽出しその表現の妥当性を確認した。	-	基本的には先行プラント(PWR)の記載を踏まえた記載としているが、適宜、PWRの施設/設備の相違を勘案して事故シナリオを選定する等により具体化していることを確認した。	なし
4	②審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	コメントリストに対応内容と該当ページを記載(該当ページは現時点では一部未記載)したことを確認した。	NRAコメントリスト(会合・ヒアリング大規模損壊抽出版)	事務局作成の共有コメントリストから本PJ分だけを抽出して独自リストを作成し、随時、対応した結果を反映していること、また、4/18に事務局が策定したコメント管理ルールに沿って再確認していることを確認した。	なし	-
5	③審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	本PJ(安全/評価)側は、関連する設備側及び運用側と最新情報を共有してまとめ資料を作成することで一貫性を確認した。	当社まとめ資料 ・共1 ・技術的能力1.0~1.19 ・SA有効性評価付録	・関連する設備スペックの共有情報(設備側)、技術的能力資料(運用側)および有効性評価資料(安全側)を引用して本資料を作成していることを確認した。	なし	-
6	④他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行プラントでの重要な議論・論点を整理した「確認事項リスト」等を活用し、関係する論点を申請書やまとめ資料に反映していることを確認した。	先行プラント「確認事項リスト」	・随時、先行電力には個別に情報入手/聞き取りを行って資料を作り込んでいること、また、事務局が作成した「確認事項リスト」には大規模損壊関連の事案はないことを確認していることを確認した。	なし	-

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

11042

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
経理的基礎(変更の工事に要する資金の額及び調達計画)		5月8日

No.	即効的な対策の 確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した 資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること 体系的な説明	説明が順序だてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	玄海3/4ヒアリング資料と記載事項を比較しつつ作成した。	玄海3/4との項目 対比表	先行最新プラント(玄海3/4)のヒアリング資料を用い、同様な体系、同程度の説明内容としていることを確認した。	なし	—
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	審査事項に対し、適合性を記載していることを確認した。また、内容も玄海3/4と同程度であることを確認した。	玄海3/4との項目 対比表	記載内容を玄海3/4と同程度にすることにより、規制要求事項を満足するようにしていることを確認した。	なし	—
3	定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	担当者のチェックに加え、申請書の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、適宜その表現の妥当性を確認した。	—	プロジェクトマネージャと読み合わせを行うとともに、玄海3/4号機と整合を図りつつ妥当な表現にしていることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	ヒアリングコメントリストにて反映されていることを確認した。	EP事務局指定の NRAコメントリスト	個別のリストを作成して対応していることを確認した。	なし	—
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	他条文(他グループ)との関係はないので対象外。	—	工事内容の対象設備名称については、EP事務局に確認しつつ、最新情報を反映していることを確認した。	今後公表される新々・総合特別事業計画の内容を適切に反映することを要望した。	指摘事項への対応結果を確認した。5月29日
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	玄海3/4ヒアリング時のコメントを反映していることを確認した。	EP事務局指定の NRAコメントリスト	先行プラントである玄海3/4の他、高浜3/4と比較し特段の論点がないことを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉・免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」 「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
燃料取得計画(変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画)	[REDACTED]	5月10日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること 体系的な説明	説明が順序だたてて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	既許可の先行プラント(伊方もしくは玄海)のまとめ資料の目次と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。	玄海まとめ資料	先行の最新プラントである玄海まとめ資料を踏まえ、またNRAヒアを通してまとめ資料としてよく整理していることを確認した。	なし	—
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	規制基準における要求事項に対し、適合性を示す上で必要となる根拠が漏れなく述べられていることを、以下の方法や資料で確認した。 ・部門独自の方法: 規制要求事項はなし	—	法令要求は本書類を添付することのみであるものの、先行の最新プラントである玄海まとめ資料と同程度の内容としていることを確認した。	なし	—
3	定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認する。	まとめ資料の読み合わせにおいて、定量的な表現となっているところについては、その表現の妥当性を確認した。	—	NRAヒアや玄海まとめ資料の読み合わせにおける整合確認により、記載適正化を図っていることを確認した。	なし	—
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した(コメントは特になし)	—	NRAヒアによるコメントはないことを確認した。	なし	—
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること。課題を抽出し関係者と共有していること。	他条文(他グループ)との関係はないので対象外。	—	核燃料物質の取得計画でもあり、関係する他規則条文はないことを確認した。	なし	—
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	部門独自の方法で確認した。	—	先行の最新プラント(玄海)まとめ資料を踏まえ整理していること、先行プラントからの特段の論点がないことを確認した。	なし	—

※: 審査会合(平成29年3月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免役重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1) 規制対応向上チームの設置」から抜粋

規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビューシート

対象範囲	PJマネージャ (PJリーダー)	ヒアリング日
技術的能力(変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力)		4月18日

No.	即効的な対策の確認事項※	規制対応向上チームのレビューの視点	作成部門の確認		規制対応向上チームのレビュー		
			確認方法	確認時に使用した資料	ヒアリング結果	処置	処置の確認
1	① 審査書類が体系的、網羅的、定量的な説明になっていること 体系的な説明	説明が順序だつて筋道に沿って組み立てられ、論理に飛躍がないこと。	・先行の伊方3まとめ資料の記載内容と比較し、同様な体系、同程度の説明内容となっていることを確認した。 ・伊方3及び玄海3/4の「審査の視点と確認事項」(NRA)の確認項目に沿って確認した。	伊方3、玄海3/4「審査の視点と確認事項」(NRA)	先行プラント(伊方、玄海)の「審査視点と確認事項」を用い相違無いことを確認し、記載内容については伊方(代表)と逐条的に比較してチェックしている事を確認した。	なし	-
2	網羅的な説明	規制要求事項を全て満足していること。	審査指針への対応状況をまとめ資料に記載した。	「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(NRA)	「事業者の技術的能力に関する審査指針」の用件(No1~10)に照らし、記載項目の網羅性をチェックしていることを確認した。	なし	-
3	定量的な説明	定量的な表現となっているところについては、その妥当性を確認していること。	先行の伊方3から追加した部分について作成担当者が妥当性をチェックした。	-	先行プラントをベースにして当社の独自取組(安全品質に係わる組織等)を盛り込むとともに、適宜、NRAコメントを反映し、内容をできるだけ具体化して資料を作り込んでいることを確認した。	なし	-
4	② 審査での指摘事項の申請書類への反映	審査コメントに対する対応方針が、全て具現化されていること。	ヒアリングコメントリスト及び審査会合コメントリストにて反映されていることを確認した。	PJ独自NRAコメントリスト	審査会合で出されたコメント等について本PJ独自リストを作成し、対応していることを確認した。	PJ作成の「PJ独自リスト」と事務局作成の「共有リスト」間の整合性を確認すべき旨、を助言した。	事務局が定めたコメント管理方法に沿って対応したことを確認した。(6月1日)
5	③ 審査を通じた一貫性ある説明、データになっていること	他条文(他グループ)と関係していることが考えられる事項については、適切な関係となっていることを漏れなく確認していること、課題を抽出し関係者と共有していること。	安全(自然現象・火災防護)及び運用(原子力防災組織)の最新情報をそれぞれの条文の資料中に反映していることを確認した。	-	本資料(添付5)は本PJが独自に作成した分に、安全分と運用分を取込んで(流用)作成しており、相互の資料(記載内容)の整合を図っていることを確認した。	なし	-
6	④ 他社で議論された論点の精査と当社資料への反映	「確認事項リスト」及び原子力規制庁作成の「審査の視点と確認事項」に対する対応方針が全て具現化されていること。	先行の伊方3及び玄海3/4の「審査の視点と確認事項」(NRA)に沿って確認した。	伊方3、玄海3/4「審査の視点と確認事項」(NRA)	先行プラントの「審査視点と確認事項」を踏まえて資料作成しており、先行プラントの論点を取り入れていることを確認した。	先行3PWRプラント以降に審査されている他社における論点を把握し、適宜、当社資料に反映すべき旨を助言した。	本PJについては当社資料に反映すべきものはなかったことを確認した。(6月1日)

※: 審査会合(平成29年9月9日)資料1-2-3「KK6/7号炉 免震重要棟・防潮堤の審査対応の問題とその原因と対策」の「V. 対策」「2. 即効的な対策 (1)規制対応向上チームの設置」から抜粋

原安統-品安-17-044

確認	承認	審査	作成
(原子力安全・統括 部長)	(品質・安全評価 GM)	(品質・安全評価 G)	(品質・安全評価 G)
			
H29.6.15	H29.6.15	H29.6.15	H29.6.15

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉
設置変更許可申請書(補正)提出に係る
適切性確認の結果報告

平成 29 年 6 月 15 日

原子力安全・統括部
品質・安全評価グループ

『柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 設置変更許可申請書(補正)作成に係る適切性確認要領』(原安統-品安-17-027, H29.5.25 制定)に基づき、設置変更許可補正申請書及びまとめ資料(以下、審査書類)の適切性確認を実施したため以下の通り報告する。

1. 適切性確認実施結果

- 実施期間 ; 平成 29 年 6 月 3 日 ~ 6 月 14 日
確認範囲 ; 設置変更許可補正申請書(本文, 添付書類及び追補) 及び
各条文のまとめ資料
確認者 ; 添付体制表参照。
確認事項 ; 添付の「設置変更許可申請書(補正)適切性確認チェックシート」の確認事項を参照。
確認結果 ; 良
所見 ; 審査書類の作成に係る各チームが、必要に応じて作業手順を定め、適切に活動していることを確認した。(詳細は次項参照)

2. 各チームの活動状況の確認結果

2.1 論点抽出チームの活動状況確認 (添付資料 2)

論点抽出チームが、先行電力の審査での議論、コメント等の中から当社として新たな論点となり得るものがないか調査し、その結果を各プロジェクトマネージャーへ情報提供していることをヒアリング及び論点確認リストにて確認した。

2.2 プロジェクト統括の活動状況確認 (添付資料 3)

担当する技術分野について、専門的な知識・知見をふまえ、技術的内容の妥当性及び関連するプロジェクトとの間での技術的内容の整合性の観点から担当分野の審査書類をレビューしていることをヒアリング及びコメントリストにて確認した。また、他の技術分野の審査書類についてもレビューを行うとともに、審査方針確認会議での情報共有等を通じてプロジェクト間の整合性を確保するための活動を実施していることをヒアリング、コメントリスト及び会議への同席を通じて確認した。

なお、論点抽出チームから提供された先行電力の情報については、内容を確認した上で担当プロジェクトチームへ必要な対応を指示するとともに、必要に応じて当該電力への情報収集を行っていることを質問リストにて確認した。

2.3 規制対応向上チームの活動状況確認 (添付資料 4)

『規制対応向上チームによる「まとめ資料」のレビュー要領』(H29.4.21 rev4.1)を作成し、審査

会合においてNRAから指摘された課題をふまえた確認の視点(審査書類が体系的、網羅的、定量的及び一貫性のある説明となっていること。また、当社審査のコメント及び先行各社の論点を反映していること)を明確にした上で、審査書類をレビューしていることを「まとめ資料のレビューシート」にて確認した。また、適宜プロジェクトチームへのヒアリングも実施し、審査書類の信頼性向上のための活動を実施していることをヒアリング及び「まとめ資料のレビューシート」にて確認した。

2.4 プロジェクトチームの活動状況確認 (添付資料 5)

『設置変更許可申請書作成要領』(H29.4.5 改訂 3)を制定し、これに基づきエビデンスの入手、申請書の作成及び確認を実施していることを、ヒアリング及び資料へダブルチェックがされていることにて確認した。確認内容詳細は次項参照。

3. 適切性確認詳細

今回の審査書類提出にあたっては、審査書類の信頼性向上の取り組みとして、プロジェクト体制全体で2.1～2.4の取り組みを実施したが、品質保証部門としては、「2.4プロジェクトチームの活動状況確認」として、以下に示す審査書類作成プロセスの適切性確認を特に重点的に実施した。

3.1 プロジェクトの全体管理(事務局の活動状況)

プロジェクト体制全体に対して、審査書類作成に係る説明会が実施され、統一された作成手順で作業されるよう管理していた。また、『設置変更許可申請書作成要領』が制定され、プロジェクト体制全体へ配付・周知していることを確認した。体制についても、審査書類作成に係る体制表を作成し、同様に配付・周知していることを確認した。

3.2 審査書類の作成プロセスの確認(プロジェクトチームの活動状況)

審査書類全般に対して、抜き取り方式により作成プロセスの適切性を確認した。抜き取りの割合は、審査書類全体の物量を勘案し、1%以上(対象資料 100 頁あたり最低 1 頁を抽出)とした(対象資料全体のチェック状態を概観した上で、エビデンスとの結びつき確認をすべき情報が多し頁を抽出するように配慮した)。

確認にあたっては、適宜担当者へのヒアリングも織り交ぜ、プロジェクトチームにて作成者以外の 2 名以上でダブルチェックを実施していること、エビデンスまでのトレースが確実にできることを重点的に確認した。

なお、チェック・修正の作業を複数回にわたり実施している場合においても、上記同様に作成者以外の 2 名以上によるチェックを実践していることをヒアリング及びチェック結果にて確認した。

3.3 適切性確認結果の総括

・エビデンスの管理状況

全体説明会で周知されていたとおり、個別のエビデンス資料は承認行為を経て確定した情報として管理されていた。

・審査書類への転記の適切性

エビデンスに基づく記述については、適切にダブルチェックが実施されている状況が確認できた。

なお、特徴的な事例として、審査書類へ図表類を貼りつけている場合において、末端が途切れた状態のものがあつた。担当者へ修正を指示し、正しく貼りつけ直されたことの確認に加え、抜き取りチェックした頁以外にも同様の状態のものがないか、全体的な再確認をすべきであることを担当者へ進言し、再確認作業を実施したとの回答を得ている。

・補正書の確認

補正書については、まとめ資料から必要箇所を抽出して作成するプロセスとなっていることをヒアリングにて確認したことから、まとめ資料と同様のエビデンス確認は不要と判断した。ただし、文書としての編集作業は発生していることから、プロジェクトチームにてダブルチェックを実施すること、修正箇所に対しては再度ダブルチェックを実施すること、との基本プロセスを徹底していることを、プロジェクトマネージャーへのヒアリングにて確認した。

また、本文、添付書類、追補までの全体に対して通読を実施し、補正書全体として編集が適切に行われていることの確認を行った。頁番号の記載様式、見出し付番の規則性、表現・用語の統一、図表の鮮明度に見直しの余地があり、取り纏め箇所へ気づき点を連絡し、要修正箇所は作成事務局にて対応することを確認した。

4. まとめ

今回の審査書類作成における体制は、NRA からの指摘をふまえた体制として、新たに論点抽出チーム、プロジェクト統括及び規制対応向上チームを設置し、組織横断的に品質向上の活動を展開できたことを確認した。

5. 添付資料

- (1) 適切性確認実施体制
- (2) 適切性確認チェックシート(論点抽出チーム)
- (3) 適切性確認チェックシート(プロジェクト統括)
- (4) 適切性確認チェックシート(規制対応向上チーム)
- (5) 適切性確認チェックシート(プロジェクトチーム)

原安統-品安-17-042

Rev.2

承認	審査	作成
■	■	■
H29.6.11	H29.6.11	H29.6.11

KK6/7 設置変更許可補正申請書作成に係る
適切性確認実施体制

総括責任者	原子力安全・統括部長 ■
責任者	品質・安全評価GM ■
担当者	品質・安全評価G ■
	福島対応第一G ■
	福島対応第二G ■
	原子力改革特別TF事務局 ■
	原子力設備管理部 ■
	■

「設置変更許可申請書(補正)」適切性確認チェックシート(論点抽出チーム)

設置許可基準規則条文: 第一条

番号	確認事項	確認結果及び特記事項	確認者 (確認日)
1	先行電力の審査で議論された中から、当社として新たな論点となり得るものがないか調査していること。	先行電力審査での「視点及び確認事項」(NRA作成資料)や審査コメントの調査を行い一覧表に整理し、メールを通じて各プロジェクト統括に周知・提供していた。 確認対象者所属, 氏名: 安全施設建設センター ■■■■	◎良 否 ■■■■ (H29.6.5)
2	No1の結果、当社の審査において論点になり得る事案を抽出した場合、担当しているプロジェクトマネージャーへ連絡していること。	No1の提供を受けた各プロジェクト統括は、自己の所掌で論点となり得る事項を確認のうえ配下のプロジェクトマネージャーに提示し、K67審査対応への反映要否を検討させていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 ■■■■	◎良 否 ■■■■ (H29.6.5)

「設置変更許可申請書(補正)」適切性確認チェックシート(プロジェクト統括)

設置許可基準規則条文: 第一条

番号	確認事項	確認結果及び特記事項	確認者 (確認日)
1.	担当する分野の技術的内容の妥当性及び関連するプロジェクトとの間での技術的内容の整合性について、「審査書類」を横断的にレビューしていること。 (項目間の整合性の確認を含む)	自分が担当する分野の審査書類の技術的内容の妥当性レビューに加えて、他のプロジェクト統括の担当分野の審査書類についても俯瞰的なレビューを実施し適宜コメントをしており、それらを通して審査書類全体の技術的内容の整合性を横断的に確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 ■■■	■■■ (H29.6.12)
2	他の技術分野のプロジェクト統括と連携し, 自らが担当する技術分野に関連する情報を共有していること。	1.の確認結果に記載の活動や、プロジェクト統括が適宜集まり情報交換することで、他のプロジェクト統括との連携が図られており、課題・情報の共有がされていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 ■■■	■■■ (H29.6.12)
3	審査会合, ヒアリング等を通じた課題が確実に反映されていること。	配下のプロジェクトマネージャーが各々入力しているNRAコメント管理リストを確認のうえ、補正書やまとめ資料をレビューし、審査での課題が確実に反映されていることを確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 ■■■	■■■ (H29.6.12)
4	先行各社の審査の論点より, 当社の審査でも論点となりうる事項について対応していること。	論点抽出チームから提供された先行電力の論点情報を基に、必要に応じ各社への情報収集も行ったうえで、配下のプロジェクトマネージャーに当社審査対応への反映の要否検討・実施を指示し、必要な対応をさせていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 ■■■	■■■ (H29.6.12)

添付資料 3

「設置変更許可申請書(補正)」適切性確認チェックシート(プロジェクト統括)

設置許可基準規則条文: 第一条

番号	確認事項	確認結果及び特記事項	確認者 (確認日)
1	担当する分野の技術的内容の妥当性及び関連するプロジェクトとの間での技術的内容の整合性について、「審査書類」を横断的にレビューしていること。 (項目間の整合性の確認を含む)	自分が担当する分野の審査書類の技術的内容の妥当性レビューに加えて、他のプロジェクト統括の担当分野の審査書類についても俯瞰的なレビューを実施し適宜コメントをしており、それらを通して審査書類全体の技術的内容の整合性を横断的に確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.9)
2	他の技術分野のプロジェクト統括と連携し、自らが担当する技術分野に関連する情報を共有していること。	1.の確認結果に記載の活動や、プロジェクト統括が適宜集まり情報交換することで、他のプロジェクト統括との連携が図られており、課題・情報の共有がされていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.9)
3	審査会合, ヒアリング等を通じた課題が確実に反映されていること。	配下のプロジェクトマネージャーが各々入力しているNRAコメント管理リストを確認のうえ、補正書やまとめ資料をレビューし、審査での課題が確実に反映されていることを確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.9)
4	先行各社の審査の論点より、当社の審査でも論点となりうる事項について対応していること。	論点抽出チームから提供された先行電力の論点情報を基に、必要に応じ各社への情報収集も行ったうえで、配下のプロジェクトマネージャーに当社審査対応への反映の可否検討・実施を指示し、必要な対応をさせていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.9)

「設置変更許可申請書(補正)」適切性確認チェックシート(規制対応向上チーム)

設置許可基準規則条文: 第一条

番号	確認事項	確認結果及び特記事項	確認者 (確認日)
1	規制対応向上チームの活動を要領等で明確にしていること。 (「審査書類」のレビューの視点を明確にしていることを含む)。	"規制対応向上チームによる「まとめ資料」レビュー要領"の中で、レビューの視点を明確にしたうえで活動内容・手順を定めていた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.7)
2	プロジェクトチームの作業進捗に応じて、レビューの視点に沿った確認を実施していること。	レビューの視点を作成部門に明示したうえで自己チェックを行わせ、その状況をエビデンスとともに確認したうえで関係するPJマネージャー等にヒアリングを実施し、必要な処置を指示していた。また、指示した処置が完了していることを後日確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.7)
3	審査会合、ヒアリング及び先行各社の審査をふまえ、他の関連する項目の「審査書類」と整合した記載となっていることを確認していること。	上記対応の中で、作成部門が関連項目作成箇所と情報共有のうえ整合性のある審査書類を作成していることを確認していた。 確認対象者所属, 氏名: 原子力設備管理部 [REDACTED]	[REDACTED] (H29.6.7)

「設置変更許可申請書(補正)」適切性確認チェックシート(プロジェクトチーム)

設置許可基準規則条文: 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ 補正書本文, 添八, まとめ資料

番号	確認事項	確認結果及び特記事項	確認者 (確認日)
1	「審査書類」の作成・確認体制が確立していること。	<p>『KK6/7 EP補正申請書作成における体制』および『KK-6/7号適合性審査及びEP申請補正書作成チーム 3/23時点』に基づき, 作成者, 確認者, プロジェクトマネージャー等の体制を明確化していた。これにより, 体制が確立されているものと判断される。</p> <p>確認対象者所属, 氏名: 設備技術G [REDACTED]</p>	<p>(良) 否</p> <p>[REDACTED] (H29.6.13)</p>
2	「審査書類」の作成・確認要領が周知されていること。	<p>『柏崎刈羽原子力発電所設置変更許可申請書作成要領』[2017年4月5日(改訂03)]に基づき作業されていた。これにより周知されているものと判断される。</p> <p>確認対象者所属, 氏名: 設備技術G [REDACTED]</p>	<p>(良) 否</p> <p>[REDACTED] (H29.6.13)</p>
3	「審査書類」の作成・確認体制, 要領に変更があった場合, その内容が周知されていること。	<p>(体制及び要領に変更なし)</p> <p>確認対象者所属, 氏名: -</p>	<p>良 否</p>
4	「審査書類」の作成は, 最新の作成要領に基づき作成されていること。 ・適切なエビデンスを収集し管理していること。	<p>エビデンスが適切に収集・管理されていることを確認した。</p> <p>確認対象者所属, 氏名: 設備技術G [REDACTED]</p>	<p>(良) 否</p> <p>[REDACTED] (H29.6.13)</p>
5	プロジェクト統括のレビューを受けていること。 また, レビューコメントがある場合, 作成者が適切に対応していること。	<p>レビュー実施: (済)・未 コメント未反映: 有・無 (コメント内容については, 別途, プロジェクト統括確認リスト参照。)</p> <p>確認対象者所属, 氏名: 設備技術G [REDACTED]</p>	<p>(良) 否</p> <p>[REDACTED] (H29.6.13)</p>

(印) 設備課 5

実施結果の確認シート

	実施プロセス	実施者	添付
1	議論が必要となり得る論点の抽出	論点抽出チーム	添付 1
2	審査書類作成における進捗・変更箇所の反映	プロジェクトチーム	添付 2
3	審査書類全体を把握する立場からの 審査書類のレビュー	プロジェクト統括	添付 3
4	審査対応の課題を改善する観点での確認	規制対応向上チーム	添付 4
5	独立した立場からの活動実施状況の確認	原子力安全・統括部 品質・安全評価 G	添付 5

上記の実施プロセスにおいて予め定められた方法に従って実施されたことを確認した。

平成 29 年 6 月 15 日

総括管理者（原子力設備管理部長）：

